平成 25 年度　特定調達品目調査実施要領（請負者用）

１．調査の目的

この調査は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)第 8 条に基づき公共工事に関する環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめるための基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

２．調査対象

国土交通省発注工事のうち、平成 25 年度に契約した工事。(平成 24 年度以前に契約した工事などは、対象外。)

また、下記の区分イメージ図を参照し、実績集計の対象となる数量【(A) 特定調達品目の使用量及び (B) 類似品目の使用量、(C') 震災により類似品目に変更した使用量】を集計する。**なお、東日本大震災の影響により特定調達品目の使用が困難となり、調達品目から類似品に変更した場合は、その数量および理由を様式 B に記載すること。(理由については、様式 B の⑱備考欄に記載すること。)**

ここで、震災の影響により特定調達品目の使用が困難となったものとして、次のような事例が想定される。

・製造工場の被災や流通経路の遮断等で調達できなかった

・緊急の復旧工事のため、調達できなかった

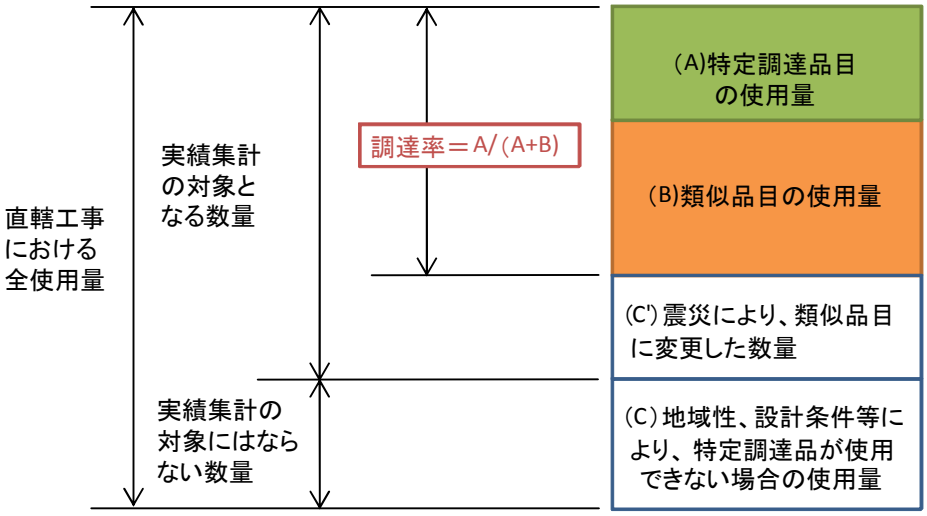

区分イメージ図

３．調査の担当及び調査表の提出

（１）調査の担当

調査は、監督職員が担当する。

（２）調査票の構成

調査票は、様式-A 及び様式-B から構成される。記入は、様式-B のみに行うこと。(様式-A は、様式-B から自動生成されるので、記入は行わない。)

（３）調査票の提出

調査票(様式-A 及び様式-B)は、工事完了後(工期が平成 26 年度に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、監督職員に電子データにより提出することとする。(１件工事毎)

４．注意事項

調査表は電子化されている。記入（入力）及び提出にあたっては以下を参照すること。また、記入（入力）にあたっては、別紙 調達実績取りまとめ表の注意点（例年ミスの多い事例について）についても確認すること。

1) 工事１件ごとに、１様式を使用するものとする。

2) 英数は半角、カタカナは全角を用いることとする。

3) ①整備局名：事務所が所属する、整備局名を記入する。

4) ②事務所名：発注者の事務所名を記入する。

5) ③会社名：請負者名を記入する。

6) ④調査票記入者名を記入する。

7) ⑥事業区分：河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、道路事業、公園事業、港湾事業、空港事業、その他事業の別を記入する。

8) ⑦工事名：請負契約書に記載されている工事名称を記入する。

9) ⑪コード、⑯単位：入力は行わない。

10) 特定調達品目とは、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成２４年度特定調達品目ガイドライン（案）参照)に定められた判断の基準を満足する資材等である。

11) 類似品目とは、「特定調達品目と類似品目の考え方」(【別添１】「特定調達品目と類似品等の考え方」参照）に示されるように、特定調達品目と同様の使用目的を持つ品目をいう。したがって、以下のような場合は類似品目とは見なされないため、数量は計上しないこととする。

【類似品目とみなされないケース】
●必要とされる強度や耐久性、機能面から特定調達品目が使用できない場合。
（例①；道路の緊急補修工事など早期強度が要求される工事において「超速硬セメント」を使用しなければならないため、特定調達品目「高炉セメント」が使用できない場合）
（例②；のり養殖場近辺など環境上特に憂慮すべき場所のため、特定調達品目「地盤改良用製鋼スラグ」の使用が困難で、「天然砂」を使用した場合）
（例③；冬季施工などの施工条件のため、特定調達品目「フライアッシュを用いた吹付けコンクリート」の使用が困難で、「通常の吹付けコンクリート」を使用した場合）
●当該地域で特定調達品目が供給されていない場合。
（例；特定調達品目「フェロニッケルスラグ骨材」の供給が困難な沖縄県において「天然砂等」を使用した場合）

12) 数量については、設計数量を入力するものとする。その際、工期が平成 26 年度以降に及ぶものについては、平成 26 年度以降の見込みを含めて入力するものとする。設計数量の無いものについては、実績数量を入力するものとする。

13) コンクリート用骨材及びセメントに係る品目（エコセメントは除く）の集計においては、その二次製品であるコンクリート製品は、当面の間実績集計の対象としない。

14) アスファルト混合物の数量は、面積(m２)×厚さ(m)×締固め後密度(ｔ／ｍ３)により下表を参考に入力するが、特別な場合については別途考慮する。

アスファルト混合物の締固め後密度　　(t/m3)

	車道・路肩	歩道	アスカーブ
粗粒度及び密粒度アスコン	2.35	2.20	－
細粒度アスコン	2.30	2.15	2.10
開粒度アスコン	1.94	－	－
瀝青安定処理路盤材	2.35	－	－
排水性アスコン	2.00	－	－

15) 間伐材は、従来の木材に替えて使用したもののみを対象とする。

16) 間伐材の数量は、断面積(m２)×長さ(m)により入力するが、断面積を求める際の径は末口により算出する。

17) 建設機械は、機種数(台数ではない)及び工事数を排出ガス対策型、低騒音型のそれぞれの観点からそれぞれ別々に入力する（各工事において、「機種数」「工事数」の両方を必ず記入すること)。機種数については、実際に現場で使用した数量を入力することとする。同一の 1 機種のうち、1 台でも類似品目が使用されている場合は、類似品目として機種数を入力する。工事数については、その現場で 1 機種でも類似品目が使用されていた場合は、類似品目として 1 工事と入力する(類似品目の定義は上記 4.(12)参照。)。なお、低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」で定められている特定調達品目における工事のみを対象とする。

18) 路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法、排水性舗装、透水性舗装、屋上緑化については、工事数及び m2 の両方で計上する。

19) 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管については、基本的に数量をｍで計上することとするが、詳細な数量が不明な場合は、工事数で計上してもかまわない。なお、その際、重複計上とならないよう注意すること。

20) 東日本大震災の影響により特定調達品目の使用が困難となり、調達品目から類似品に変更した場合は、様式Ｂの⑱備考欄にその理由を記載すること。

別紙

調達実績取りまとめ表の注意点（例年ミスの多い事例について）

①類似品等について

・類似品等には、特定調達品目が使用可能な工事のうち、特定調達品目の判断基準を満足しない資機材、及び使用目的において当該特定調達品目の代替品となり得る資機材の使用量を記載する。

使用目的や使用条件が異なり、単純に代替品となり得ない場合は、数量は計上しない。

（【別添１】「特定調達品目と類似品等の考え方」参照）

・また、**当該地域で特定調達品目が供給されていない場合も、数量は計上しない。**

②使用量の把握が困難な場合

・調達割合は、特定調達品目の使用量／（特定調達品目の使用量＋類似品等の使用量）とする。

・特定調達品目及び類似品等の使用量の把握が困難な場合は、当該品目に係る工事金額を単価で割り戻して算出してもよい。

＜例年ミスの多い事例について＞

①数量と工事数を併記する場合、両者の関係に不整合はないか確認する。

（例）数量が入力されているにもかかわらず、工事数が 0 になっていないか？

②単位の取り違いがないか確認する。

（例）m2 で入力しなければならない項目に m3 の数量を入力していないか？

平成24年度

特定調達品目調達ガイドライン（案）

平成24年5月

国土交通省

目　次

第1編 環境省の基本方針、判断の基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2編 国土交通省の調達方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第3編 特定調達品目のガイドライン【品目別】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

第1編 環境省の基本方針、判断の基準等

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

⑴ 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条［環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進］及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条［再生品の使用の促進］の趣旨に則るものである。

また、昨今の地球温暖化対策の重要性にかんがみ、京都議定書目標達成計画（平成１７年４月２８日閣議決定）の確実な実施に資するため、国等は環境物品等を率先的に調達する必要がある。

⑵ 環境物品等の調達推進の基本的考え

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

①物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者のさらなる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

②環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第6条技術仕様の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等

別記のとおり。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調

達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

⑵ 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

⑶ 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

⑷ 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

⑸ 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

⑹ 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。

別　記

1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」	：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
「配慮事項　」	：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

19. 公共工事

⑴ 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。 【配慮事項】 ○資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

⑵ 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表１

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表２
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	

		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	
			単板積層材	
		フローリング	フローリング	

		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			洋風便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	建設機械	―	排出ガス対策型建設機械	表３
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表４
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表５

			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表２【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 〇ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 〇ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 〇サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。

	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 〇アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 〇加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 〇加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

備考）「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 〇路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	再生骨材等	【判断の基準】 〇コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 〇間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 〇高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 〇フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 〇都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考）「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリー	透水性コンク	【判断の基準】

ト及びコンクリート製品	リート	○透水係数 1×10^{-2}cm/sec以上であること。

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 種　類 転炉スラグ（溶銑予備処理スラグを含む） 電気炉酸化スラグ 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、1m^{3}当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
２　近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。
３　判断の基準②については、日射反射率保持率の算出において屋外暴露耐候性試験開始後24ヶ月経過後の測定が必要なことから、平成25年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。

表　近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率（%）
40.0以下	40.0
40.0を超え80.0未満	明度L*値の値
80.0以上	80.0

防水	高日射反射率防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
２　日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。

<table>
<tr>
<td>舗装材</td>
<td>再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）</td>
<td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題の無いこと。

【配慮事項】
〇土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題の無いこと。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="12">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr>
<tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr>
<tr><td>非鉄スラグ</td></tr>
<tr><td>鋳物砂</td></tr>
<tr><td>陶磁器屑</td></tr>
<tr><td>石炭灰</td></tr>
<tr><td>建材廃材</td></tr>
<tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr>
<tr><td>製紙スラッジ</td></tr>
<tr><td>アルミスラッジ</td></tr>
<tr><td>磨き砂汚泥</td></tr>
<tr><td>石材屑</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）</td>
<td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。

別表
<table>
<tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td><td>前処理方法</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

<table>
<tr>
<td>園芸資材</td>
<td>バークたい肥</td>
<td>【判断の基準】
〇以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。

・有機物の含有率（乾物） 70%以上
・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下
・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上
・pH 5.5～7.5
・水分 55～65%
・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない
・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上
・りん酸全量〔P_2O_5〕（現物） 0.2%以上
・加里全量〔K_2O〕（現物） 0.1%以上</td>
</tr>
</table>

	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 〇以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・りん酸全量〔P2O5〕（現物） 1.0%以上 ・アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

備考）１　「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

２　肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	環境配慮型道路照明	【判断の基準】 〇高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 〇設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 〇再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。 【配慮事項】 〇撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

備考）「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

<table>
<tr>
<td>タイル</td>
<td>陶磁器質
タイル</td>
<td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題の無いこと。

【配慮事項】
〇土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題の無いこと。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr>
<tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr>
<tr><td>非鉄スラグ</td></tr>
<tr><td>鋳物砂</td></tr>
<tr><td>陶磁器屑</td></tr>
<tr><td>石炭灰</td></tr>
<tr><td>廃プラスチック</td></tr>
<tr><td>建材廃材</td></tr>
<tr><td>廃ゴム</td></tr>
<tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr>
<tr><td>製紙スラッジ</td></tr>
<tr><td>アルミスラッジ</td></tr>
<tr><td>磨き砂汚泥</td></tr>
<tr><td>石材屑</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>建具</td>
<td>断熱サッシ・ドア</td>
<td>【判断の基準】
〇建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。
・複層ガラスを用いたサッシであること。
・二重サッシであること。
・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</td>
</tr>
</table>

		【配慮事項】 〇サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。
製材等	製材	【判断の基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 〇原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。
	集成材 合板 単板積層材	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 〇間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考）　1　本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。

2　「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

フローリング	フローリング	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 〇間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考） 1　本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。

2　判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	【判断の基準】 ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。） ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 〇合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使

		用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考） 1　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

2　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 ○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。

備考）JISA5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ③再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 ○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考） 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

① 絶縁材料としてガスを使用するもの
②Ｈ種絶縁材料を使用するもの
③ スコット結線変圧器
④ 3 以上の巻線を有するもの
⑤ 柱上変圧器
⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの
⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの
⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
⑨ 定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの
⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区　　分				基準エネルギー　消費効率の算定式
変圧器の種別	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50Ｈｚ		$E=15.3S^{0.696}$
		60Ｈｚ		$E=14.4S^{0.698}$
	三 相	50Ｈｚ	500kVA 以下	$E=23.8S^{0.653}$
			500kVA 超	$E=9.84S^{0.842}$
		60Ｈｚ	500kVA 以下	$E=22.6S^{0.651}$
			500kVA 超	$E=18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50Ｈｚ		$E=22.9S^{0.647}$
		60Ｈｚ		$E=23.4S^{0.643}$
	三 相	50Ｈｚ	500kVA 以下	$E=33.6S^{0.626}$
			500kVA 超	$E=24.0S^{0.727}$
		60Ｈｚ	500kVA 以下	$E=32.0S^{0.641}$
			500kVA 超	$E=26.1S^{0.716}$

備考）１「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
２「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
３ E及びSは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
S：定格容量（単位：kVA）
４ 表の規定は、日本電機工業会規格1482 及び 1483 に規定する準標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
５ エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第61 号（平成18 年3 月29 日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。
２　吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.15
冷凍能力が186kW以上	1.20

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表３に示された区分の数値以上であること。

備考）１　「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

２　「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。

３　成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力（kW・h）}}{\text{定格蓄熱消費電力量（kW・h）＋昼間熱源機冷却消費電力量（kW・h）}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数＝日量蓄熱利用冷房効率

４　「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

５　「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表１　温度条件　　単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	―
	定格冷房蓄熱	―	―	25	―

６　「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

７　「定格蓄熱消費電力量」とは、別表２に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表２　温度条件　　単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	―
	定格冷却蓄熱	25	―

８　「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表２に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

９　「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除し

た値をいう。

10　「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

11　「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表３　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②成績係数が表１又は表２に示された区分の数値以上であること。

備考）　１　本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。

表１　JIS 適合機種

区　　分	期間成績係数（APF）
冷房能力が 28kW 以上 35kW 未満	1.67 以上
冷房能力が 35kW 以上	1.86 以上

１　期間成績係数（APF）の算出方法は、JIS B 8627-1 による。

表２　JIS 適合外機種

区　　分	一次エネルギー換算成績係数（COP）
冷房能力が 28kW 以上 67kW 未満	1.33 以上
冷房能力が 67kW 以上	1.23 以上

１　一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP=(Cc/(Egc+Eec)+Ch/(Egh+Eeh))/2

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc　：冷房標準能力（単位：kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec：冷房消費電力（単位：kW）を 1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch　：暖房標準能力（単位：kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を 1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

2　冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

3　冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

空調用機器	送風機	【判断の基準】 〇高効率モーターが使用されていること。

備考）1　高効率モーターは、JIS C 4212　高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

2　適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 〇高効率モーターが使用されていること。

備考）1　高効率モーターは、JIS C 4212　高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

2　適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 〇排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 〇製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

備考）1　判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の配水管・通気管及び屋外の配水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

2　「使用済みの硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2)「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

表　重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

1　三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。

2　単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管（使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの）、及び AS58 とする。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 〇電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。

	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 〇洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	洋風便器	【判断の基準】 〇洗浄水量が8.5L/回以下であること。

備考）自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 〇再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 再生材料の原料となるものの分類区分 廃プラスチック 古紙パルプ 【配慮事項】 〇再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。

備考）１　プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

２　再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表３【建設機械】

<table>
<tr><th>品目名</th><th>判断の基準等</th></tr>
<tr><td>排出ガス対策型建設機械</td><td>
【判断の基準】
○別表１及び別表２に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第２次基準値又はこれより優れるものであること。

別表１　トンネル工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>バックホウ</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td></tr>
<tr><td>ホイールローダ･クローラローダ</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ダンプトラック</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td></tr>
<tr><td>トラックミキサ</td><td>ﾃｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td></tr>
</table>
別表２　一般工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>バックホウ</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力8 kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ホイールローダ</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力8 kW以上560kW以下</td></tr>
<tr><td>ブルドーザ</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力8 kW以上560kW以下</td></tr>
</table>
第２次基準値
<table>
<tr><th>対象物質
出力区分
（単位）</th><th>HC
(g/ kW･h)</th><th>NOx
(g/ kW･h)</th><th>CO
(g/ kW･h)</th><th>PM
(g/ kW･h)</th><th>黒煙
(%)</th></tr>
<tr><td>8 kW以上19kW未満</td><td>1.5</td><td>9</td><td>5</td><td>0.</td><td>40</td></tr>
<tr><td>19 kW以上37kW未満</td><td>1.5</td><td>8</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr>
<tr><td>37 kW以上75kW未満</td><td>1.3</td><td>7</td><td>5</td><td>0.4</td><td>40</td></tr>
<tr><td>75 kW以上130kW未満</td><td>1</td><td>6</td><td>5</td><td>0.3</td><td>40</td></tr>
<tr><td>130 kW以上560kW以下</td><td>1</td><td>6</td><td>3.5</td><td>0.2</td><td>40</td></tr>
<tr><td colspan="6">１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機第249号）による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。</td></tr>
</table>
○別表３及び別表４に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第１次基準値又はこれより優れるものであること。

別表３　トンネル工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>ドリルジャンボ</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上260kW以下　(40.8 PS以上353PS以下)</td></tr>
<tr><td>コンクリート吹付機</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

別表４　一般工事用建設機械

機　　種	摘　　要
発動発電機	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン

第１次基準値

対象物質（単位）／出力区分	HC (g/kW･h)	NOx (g/ kW･h)	CO (g/ kW･h)	黒煙 (%)
7.5 kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15 kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30 kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機第249号）による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。

備考）「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建設機械

【判断の基準】
○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力（kW）	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P ＜55	102
	55≦ P ＜103	105
	103≦ P	105
バックホウ	P ＜55	99
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	106
	206≦ P	106
ドラグライン クラムシェル	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	107
	206≦ P	107
トラクターショベル	P ＜55	102
	55≦ P ＜103	104

	103≦ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P <55 55≦ P <103 103≦ P <206 206≦ P	100 103 107 107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P <55 55≦ P <103 103≦ P	98 102 104
アースオーガー	P <55 55≦ P <103 103≦ P	100 104 107
オールケーシング掘削機	P <55 55≦ P <103 103≦ P <206 206≦ P	100 104 105 107
アースドリル	P <55 55≦ P <103 103≦ P	100 104 107
さく岩機（コンクリートブレーカー）		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P <55 55≦ P	101 104
コンクリートポンプ（車）	P <55 55≦ P <103 103≦ P	100 103 107
コンクリート圧砕機	P <55 55≦ P <103 103≦ P <206 206≦ P	99 103 106 107
アスファルトフィニッシャー	P <55 55≦ P <103 103≦ P	101 105 107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P <55 55≦ P	101 105
発動発電機	P <55 55≦ P	98 102

表４【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 〇施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 〇施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 〇既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 〇既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10㎝以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 〇施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断の基準】 〇セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。

備考）本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表５【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 〇雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考）道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【判断の基準】 〇雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。

備考）雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考）建物の屋上等において設置するものとする。

第2編 国土交通省の調達方針

環境物品等の調達の推進を図るための方針（関係箇所を抜粋）

国土交通省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成24年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

Ⅰ. 特定調達物品等の平成24年度における調達の目標

平成24年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成24年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすものをいう。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

19. 公共工事

公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成24年度は、以下の資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する。

- **建設汚泥から再生した処理土**については、「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号、平成18年6月12日)に基づき、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
- **土工用水砕スラグ**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立材、覆土材等において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- **銅スラグを用いたケーソン中詰め材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
- **フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
- **地盤改良用製鋼スラグ**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるサンドコンパクションパイルの地盤改良材において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- **高炉スラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- **フェロニッケルスラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- **銅スラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
- **電気炉酸化スラグ骨材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物でその使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- **再生加熱アスファルト混合物**については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつ

つ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層表層材料として、その使用を推進する。

・**鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。

・**中温化アスファルト混合物**については、再生骨材を使用できない場合において、アスファルト舗装の表層・基層および加熱アスファルト安定処理路盤材料として、その使用を推進する。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

・**鉄鋼スラグ混入路盤材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。

・**再生骨材等**については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。

・**間伐材**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。

・**高炉セメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装など、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。

・**フライアッシュセメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。

・**エコセメント**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において、その使用を推進する。

・**透水性コンクリート**については、公園工事における園内舗装など、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート製品において、その使用を推進する。

・**鉄鋼スラグブロック**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事において、重量が３５ｔ以下の消波ブロック、被覆ブロック及び根固めブロック等のコンクリートブロック（無筋）並びに人工石材、ボックスカルバート及び排水溝等のコンクリート製品（無筋）で、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。

・**フライアッシュを用いた吹付けコンクリート**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。

・**下塗用塗料（重防食）**については、河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。

・**低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料**については、車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。

・**高日射反射率塗料**については、人工の地表面の割合の大きい都市化の進んだ地域において、その使用を推進する。

・**高日射反射率防水**については、人工の地表面の割合の大きい都市化の進んだ地域において、その使用を推進する。

・**再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）**については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。

・**再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）**については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、有

害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。

・**バークたい肥**については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。

・**下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（土壌改良資材も含む）**については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。

・**環境配慮型道路照明**については、設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。

・**再生プラスチック製中央分離帯ブロック**については、撤去後に回収して再生利用するシステムが構築されていることを確認した上で、高速道路等の路面にボルト付けするプラスチック製中央分離帯ブロックにおいて、その使用を推進する。

・**陶磁器質タイル**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。

・**断熱サッシ・ドア**については、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。

・**製材、集成材、合板、単板積層材**については、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事においてその使用を推進する。

・**フローリング**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。

・**パーティクルボード**については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。

・**繊維板**については、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。

・**木質系セメント板**については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。

・**ビニル系床材**については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を促進する。

・**断熱材**については、建築工事における内外装材などで、材料の特性に配慮するとともに、オゾン層を破壊する物質が使用されていないもの及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないものの使用を推進する。

・**照明制御システム**については、建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。

・**変圧器**については、運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事において、その使用を推進する。

・**吸収冷温水機**については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。

・**氷蓄熱式空調機器**については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。

・**ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機**については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。

・**送風機**については、建築設備工事において、適用範囲に留意しつつその使用を推進する。

・**ポンプ**については、建築設備工事において、適用範囲に留意しつつその使用を推進する。

・**排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管**については、建築設備工事において、建物の排水又は通気用に塩化ビニル管を用いる場合は、供給状況に地域格差があること及び、使用部位、機能的特性に留意しつつその使用を推進する。

・**自動水栓**については、建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。

・**自動洗浄装置及びその組み込み小便器**については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。

・**洋風便器**については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。

・**再生材料を使用した型枠**については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、合板型枠又は鋼製型枠以外を用いる場合で、側溝、重力式擁壁、排水ます等の小構造物において、その使用を推進す

る。

・**排出ガス対策型建設機械**については、「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）に従い、その使用を推進する。

・**低騒音型建設機械**については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付建設省経機発54号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。

・**低品質土有効利用工法**については、粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、土質改良等については、「発生土利用基準について」(国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日)に基づき、品質の確保に留意する。

・**建設汚泥再生処理工法**については、建設汚泥が発生する現場または他の現場において、建設汚泥を再生した処理土が利用できる工種がある場合に再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、その使用を推進する。なお、再生処理土については、「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日) 及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号、平成18年6月12日)、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」(建設省土木研究所編、平成9年12月)に基づき、品質の確保に留意する。

・**コンクリート塊再生処理工法**については、コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、コンクリート用再生骨材、路盤材および埋め戻し材・裏込め材として現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、コンクリート用再生骨材として使用する場合は、JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H、平成17年3月20日)、JIS A 5023 (再生骨材Ｌを用いたコンクリート、平成18年3月25日)、JIS A 5022 (再生骨材Mを用いたコンクリート、平成19年3月20日)に基づき、品質の確保に留意する。

・**路上表層再生工法**については、道路の表層を補修する場合に、その使用を推進する。

・**路上再生路盤工法**については、アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。

・**伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法**については、道路等の切土法面や盛土法面において、その使用を推進する。

・**泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法**については、建築工事の仮設工事の山留工事としてソイルセメント柱列壁工法を採用する場合に、その使用を推進する。

・**排水性舗装**については、道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。

・**透水性舗装**については、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。

・**屋上緑化**については、荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。

[調達の目標]

建設汚泥から発生した処理土	調達を実施する品目については、調達目標は９０％とする。
土工用水砕スラグ	
銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
地盤改良用製鋼スラグ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
高炉スラグ骨材	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
フェロニッケルスラグ骨材	
銅スラグ骨材	
電気炉酸化スラグ骨材	
再生加熱アスファルト混合物	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
鉄鋼スラグ混入路盤材	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
再生骨材等	
高炉セメント	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
フライアッシュセメント	
生コンクリート（高炉）	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
生コンクリート（フライアッシュ）	
フライアッシュを用いた吹き付けコンクリート	調達を実施する品目については、調達目標は８０％とする。
下塗用塗料（重防食）	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
バークたい肥	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
環境配慮型道路照明	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
陶磁器質タイル	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
フローリング	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
パーティクルボード	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
繊維版	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
木質系セメント板	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
ビニル系床材	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
照明制御システム	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
変圧器	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

吸収冷温水機	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
氷蓄熱式空調機器	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
自動水栓	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
自動洗浄装置及びその組み込み小便器	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
洋風便器	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
排出ガス対策型建設機械	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
低騒音型建設機械	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

第3編 特定調達品目のガイドライン【品目別】

平成24年度　特定調達品目（６７品目）の一覧表

No. 1

分類	品目名		土木関係
	（品目分類）	（品目名）	
資材(H13)	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○
	路盤材	再生骨材等	○
	小径丸太材	間伐材	○
	混合セメント	高炉セメント	○
		フライアッシュセメント	○
	タイル	陶磁器質タイル	
	再生木質ボード	パーティクルボード	
		繊維板	
		木質系セメント板	
資材(H14)	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	○
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	○
		フェロニッケルスラグ骨材	○
		銅スラグ骨材	○
	アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	○
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	○
	ｺﾝｸﾘｰﾄ及ｺﾝｸﾘｰﾄ製品	透水性コンクリート	○
	塗料	下塗用塗料（重防食）	○
	園芸資材	バークたい肥	○
		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	○
	道路照明	環境配慮型道路照明	○
	建具	断熱サッシ・ドア	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	空調用機器	吸収冷温水機	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
資材(H15)	盛土材等	土工用水砕スラグ	○
	塗料	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	○
	空調用機器	氷畜熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
資材(H16)	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	○
	セメント	エコセメント	○
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	○
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	○
	土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材） ※H19指定解除	○

平成24年度　特定調達品目（６７品目）の一覧表

No.2

分類	品目名		土木関係
	（品目分類）	（品目名）	
資材(H16)	製材等	製材	
		集成材	
		合板	
		単板積層材	
	変圧器	変圧器	
	衛生器具	洋風便器	
資材(H17)	コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	○
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	○
資材(H18)	盛土材等	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	○
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	○
	ビニル系床材	ビニル系床材	
資材(H19)	フローリング	フローリング	
資材(H20)	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	○
資材(H21)	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	○
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	○
	空調用機器	送風機	
		ポンプ	
資材(H22)	アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	○
	塗料	高日射反射率塗料	
	防水	高日射反射率防水	
建設機械(H13)	－	排出ガス対策型建設機械	○
		低騒音型建設機械	○
工法(H15)	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	○
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	○
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	○
	舗装（表層）	路上表層再生工法　※H19指定解除	○
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	○
工法(H16)	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	○
工法(H22)	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
工法(H23)	舗装（表層）	路上表層再生工法　（再追加）	○
目的物(H15)	舗装	排水性舗装	○
		透水性舗装	○
	屋上緑化	屋上緑化	

※平成18年度時点において、以下のように修正した。

・（品目分類）「コンクリート塊、アスファルト･コンクリート塊リサイクル資材」に分類されていた「再生加熱アスファルト混合物」を「アスファルト混合物」に分類
・（品目分類）「コンクリート塊、アスファルト･コンクリート塊リサイクル資材」に分類されていた「再生骨材等」を「路盤材」に分類
・（品目分類）「高機能舗装」を（品目分類）「舗装」に変更
・（品目名）「排水用再生硬質塩化ビニル管」に通気用を追加し、「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」に変更

※平成19年度時点において、以下のように修正した。
・「分類：資材(H16) (品目分類)土木用シート （品目名）再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）」を指定解除
・「分類：工法(H15) (品目分類)舗装（表層） （品目名）路上表層再生工法 を指定解除

※平成21年度時点において、以下のように修正した。
・（品目名）「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」を（品目名）「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」に変更
・（品目名）「水洗式大便器」を（品目名）「洋風便器」に変更

No.	1
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	盛土材等
品目名	**建設汚泥から再生した処理土**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生した処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
国土交通省 調達方針	○建設汚泥から再生した処理土については、「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号、平成18年6月12日）に基づき、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
適用工種	・埋戻し工、盛土工、裏込め工等
施工条件	・土砂利用の優先順位 ①自ら利用（現場で建設汚泥から再生した処理土を含む） ②再生利用制度（個別指定制度・再生利用認定制度）の活用 ③建設発生土（現場で建設汚泥から再生した処理土を含む）の工事間利用 ④建設汚泥から再生した処理土の購入 ⑤購入土砂（山土等の購入） ・建設汚泥処理土利用技術基準に示された品質を確保すること。 ・利用にあたっては、その利用が産業廃棄物の不適正な処分と見なされないよう必要に応じ、事前に都道府県等の所管部局に連絡・調整を行う。 ・当該現場で要求される環境に影響を及ぼさない製品を採用するものとする。
積算歩掛	・再資源化施設での材料引渡の場合は適正な運搬費を計上する。 ・他の現場からの再生利用制度（個別指定制度・再利用認定制度）を活用する場合は見積りによる。
材料単価	・建設汚泥から再生した処理土の購入は見積りによる。
供給状況	・供給状況は、建設副産物情報交換システム等を利用して情報収集する。この場合、供給地区、品質区分、用途、発生年月日、発生量の情報収集を行う。

条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「○○○○は、建設汚泥から再生した処理土を使用するものとし、品質については下記のとおりとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ※使用用途に応じ建設汚泥処理土利用技術基準に示された品質及び最大粒径等の付帯条件を記載する。 ・当初に使用を規定していない場合 「建設汚泥から再生した処理土の調達が可能と判断される○○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・建設汚泥処理土利用技術基準（H18.6）（国土交通省） ・建設汚泥再生利用マニュアル（土木研究所） ・道路土工指針(道路協会) ・建設発生土利用技術マニュアル（案）（H16.9）
類似品目	・購入土［集計単位：m^3］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・建設副産物情報交換システムへの加入率が低いため、情報収集に労力を要する。 ・個別指定制度は、建設汚泥を発生土（泥土）として取り扱う場合の発生土利用基準の詳細が明確でないため、廃棄物処理法上の各県毎環境部局の手続きに差異がある。 【留意事項】 ・移動式の施設の所在はバラツキがあることから、現場における中間処理施設の設置にあたっては、事前に所在地等を確認するものする。 ・なお、移動式施設の設置にあたっても自治体の環境部局の許可を必要とする場合があり、許可までの時間も相当数かかることから、事前に確認する。

No.	2
選定年度	平成15年度
分類	資材
品目分類	盛土材等
品目名	**土工用水砕スラグ**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
国土交通省 調達方針	○土工用水砕スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立材、覆土材等において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
適用工種	・埋立材、覆土工、埋戻し工、盛土工、裏込め工、地盤改良工、路床工、裏埋工、SCP等
施工条件	○以下の特徴に留意する。 ・単位体積質量が軽い。（湿潤単位体積質量は1.3t/m^3を標準とする。） ・内部摩擦角35° ・荷重分散角45° ・設定CBR20%以上 ・透水性が良い。（透水係数10^0～10^{-1}cm/sec） ・長期にわたって硬化する。（潜在水硬化） ・植物は生育しない。 ○主な使用部位 ・サンドドレーン、サンドコンパクション（透水性） ・水はけの悪い軟弱地盤で埋立・埋戻し（透水性） ・岸壁・護岸等の裏込材・裏埋材（軽量かつ内部摩擦角大） ・道路路床改良材（設計CBR20%以上）
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・掲載本（建設物価、積算資料）による。 ・単価設定にあたっては、現場毎に技術管理課と調整する。
供給状況	・建設物価等に掲載されているが、供給状況には地域格差がある。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「○○○○は、土工用水砕スラグを使用するものとし、品質については監督職員の承諾をえるものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「土工用水砕スラグの調達が可能と判断される○○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」

品質基準等	・JIS A5011-1コンクリート用高炉スラグ骨材を目安とする。 ・港湾工事用水砕スラグ利用手引書（（財）沿岸開発技術センター・鐵鋼スラグ協会）
類似品目	・特定調達品目以外の盛土材等［集計単位：m^3］
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・上記【配慮事項】については、鐵鋼スラグ協会が「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定しており、その中で、「需要家が製造元及び販売元を確認できるように、納入伝票等には、製造元及び販売元を記載すること。」としている。 ・「JIS A5015道路用鋼鉄スラグ」「JIS A5011-1コンクリート用高炉スラグ骨材」としてはJIS化されているが、その他土工用材料としてはJIS化されていない。 ・夏期の高温・高湿時には固結する場合があるため、長期保存を控える必要がある ・設計上、重量を必要とする部分の代替として使用する場合は、安定計算の照査が必要である。 ・軽量のため、裏込め・裏埋材とした場合、本体断面のスリム化の検討が必要である。 ・重金属等有害物質の溶出なし。 ・一般的には、溶出水の水素イオン濃度（ｐH）による環境に与える影響は考慮しなくてよい。但し、周辺環境によっては、アルカリ吸着能の高い土で覆土する等の対策が必要な場合もあるので留意すること。 ・潜在水硬上性を有するため、一般には液状化の検討を行う必要性は少ない。 ・土工用水スラグは、土質工学上の特徴で軽量性と大きな剪断抵抗力透水性等を有しておりその特徴を留意の上使用する。 ・盛土材を他の盛土材等から土工用水砕スラグに変更する場合は、設計条件の変更が伴う場合が有ることに留意する。

No.	3
選定年度	平成18年度
分類	資材
品目分類	盛土材等
品目名	**銅スラグを用いたケーソン中詰め材**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
国土交通省 調達方針	○銅スラグを用いたケーソン中詰め材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
適用工種	ケーソン中詰工
施工条件	銅スラグは単位体積重量が砂より大きい特徴があるので、用途に適した品質のものを使用する必要がある。
積算歩掛	港湾請負工事積算基準（現場投入渡し）を準用する。
材料単価	・特別調査。 ・生産所在地近辺では低廉な価格も可能である。
供給状況	・一部の地域を除き全国供給可能であると考えられる。例えば、沖縄では製造していないので九州から輸送することになる。 ・銅スラグの製造工場は、小坂（秋田県）、小名浜（福島県）、直島（香川県）、玉野（岡山県）、別子（愛媛県）、佐賀関（大分県）の6ヶ所。 ・常時一定量の在庫があり、即応可能(冬場の日本海輸送を除外)で、全国的に供給可能である。 ・全国展開は可能であるが、コスト自体、製品代＋船積み費＋目的地までの船輸送費で構成されているので、地域性はある。使用事例をみても生産地に近い現場が殆どである。
条件明示	・対象工事の目的に応じた品質基準を特記仕様書に明示する。 特記仕様書記載例 中詰に使用する材料は、銅水砕スラグとし、単位体積重量は○○N/m^3程度（湿潤飽和状態）のものとする。
品質基準等	・港湾工事共通仕様書
類似品目	・銅スラグ、フェロニッケルスラグ以外のケーソン中詰め材

その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・販売されている銅スラグは、殆ど銅水砕スラグである。 【その他】 ・銅水砕スラグの主成分は鉄（約40%）と珪酸であるため、砂や高炉水砕スラグおよびフェロニッケル水砕スラグより密度が特に大きい。 ・銅水砕スラグの土粒子の密度は、3.53g/cm^3、高炉水砕スラグのそれは、2.70g/cm^3、フェロニッケル水砕スラグのそれは2.99g/cm^3、天然砂のそれは2.66g/cm^{3}程度である。 ・湿潤飽和状態密度は、通常2.2t/m^3（最大2.3t/m^3）迄可能。 ・銅水砕スラグの最大乾燥密度は著しく大きく約2.1g/cm^{3}である。 ・銅水砕スラグの透水係数は1.6～4.1×10^{-1}cm/sである。

No.	4
選定年度	平成18年度
分類	資材
品目分類	盛土材等
品目名	**フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
国土交通省 調達方針	○フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
適用工種	ケーソン中詰工
施工条件	フェロニッケルスラグは単位体積重量が砂より大きい特徴があるので、用途に適した品質のものを使用する必要がある。
積算歩掛	港湾請負工事積算基準（現場投入渡し）を準用する。
材料単価	・特別調査。 ・生産所在地近辺では比較的低廉である。
供給状況	・一部の地域を除き全国供給可能であると考えられる。例えば、沖縄では製造していないので九州から輸送することになる。 ・フェロニッケルスラグの製造工場は、八戸市、宮津市、日向市の3ヶ所。 ・全国供給は可能であるが、コストが、製品代＋船積み費＋目的地までの船輸送費で構成されているので、地域性はある。使用事例をみても生産地に近い現場が殆どである。
条件明示	・対象工事の目的に応じた品質基準を特記仕様書に明示する。 特記仕様書記載例 中詰に使用する材料は、フェロニッケル水砕スラグとし、単位体積重量は○○N/m^3程度（湿潤飽和状態）のものとする。
品質基準等	・港湾工事共通仕様書
類似品目	・銅スラグ、フェロニッケルスラグ以外のケーソン中詰め材
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・ケーソン中詰工は、１件当たりの使用量が多いので事前に供給量の調査をする必要がある。 【その他】 ・フェロニッケル水砕スラグの透水係数は$1.6\sim4.1\times10^{-1}$cm/sである。 ・生産は連続的なため、工程上の品質確認は定期的なサンプリングにて実施している。品質証明書が必要な場合には、出荷時にサンプリングを実施し品質証明書を添付している。

No.	5
選定年度	平成16年度
分類	資材
品目分類	地盤改良材
品目名	**地盤改良用製鋼スラグ**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
国土交通省 調達方針	○地盤改良用製鋼スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるサンドコンパクションパイルの地盤改良材において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
適用工種	・港湾工事における地盤改良工
施工条件	・製鋼スラグを天然の材料と同様の粒状材料として扱うものとし、設計に用いる製鋼スラグの内部摩擦角φは35°を標準とする。 ・砂質土地盤を締め固める場合は、対象地盤の特性および施工方法の特徴を十分に検討し、適切に行う。 ・粘性土地盤を対象とする場合は、高置換率（原則として置換率70%以上）の改良に適用するものとする。
積算歩掛	・港湾請負工事積算基準による。
材料単価	・見積りによる。
供給状況	・対象地域で出荷が可能かどうか調査する必要がある。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「○○○○は、地盤改良用製鋼スラグを使用するものとし、品質については監督職員の承諾を得るものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「地盤改良用製鋼スラグの調達が可能と判断される○○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・港湾工事用製鋼スラグ利用手引書（沿岸開発技術研究センター・鐵鋼スラグ協会）
類似品目	・天然砂（海砂、砂利）
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・上記【配慮事項】については、鐵鋼スラグ協会が「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定しており、その中で、「需要家が製造元及び販売元を確認できるように、納入伝票等には、製造元及び販売元を記載すること。」としている。・国等による使用実績は、中国地方等における砂代替材等のＳＣＰ用材への使用が主である。 一般的には、溶出水の水素イオン濃度（ｐＨ）による環境に与える影響は考慮しなく

	てよい。 但し、周辺環境によっては、アルカリ吸着能の高い土で覆土する等の対策が必要な場合もあるので留意すること。

No.	6
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	コンクリート用スラグ骨材
品目名	**高炉スラグ骨材**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
国土交通省 調達方針	○高炉スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
適用工種	・場所打ちコンクリートについては、コンクリート構造物全てを対象とする。 ・コンクリート製品については、供給状況を調査し、調達可能な場合は特記仕様書に特定調達品目該当品を調達することを明記する。 （その他） ・特性を活かした活用を検討する（アルカリ骨材対策や塩化物量対策等） Ⅰ．沿岸部の鉄筋コンクリートへの使用 Ⅱ．アル骨反応及び塩化物量対策を必要とする鉄筋及び無筋コンクリートへの使用 Ⅲ．特性を活かしたもの以外でも供給可能な地域での使用
施工条件	・高炉スラグ骨材の細骨材混入率は20～60％とする。 ・試験練りを行い規定の品質が得られることを確認する。 ・重力式コンクリート構造物については、銅スラグ骨材の調達を優先する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・生コン単価については、対応可能プラントと調整し単価設定する。 ・なお、単価設定に当たっては、技術管理課と調整する。 ・コンクリート製品については、通常品単価と同扱いする。
供給状況	・実際にプラントが対応できるかどうかは、日打設量の条件等もあり工事毎に調整する必要がある。

条件明示	特記仕様書記載例 ・場所打ちコンクリートに使用を規定する場合 「コンクリートは、細骨材に高炉スラグ骨材を20～60%の範囲で混入したコンクリートを使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・コンクリート製品に使用を規定する場合 「○○○○は、コンクリート用骨材に高炉スラグ骨材を使用しいている製品を使用するものとし、使用前に資料を提出して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「コンクリート用スラグ骨材の調達が可能と判断されるコンクリート及びコンクリート製品は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・JIS A5011-1（コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材）） ・高炉スラグ骨材コンクリート施工指針（土木学会） ・高炉スラグ細骨材を用いるコンクリート施工指針（日本建築学会） ・コンクリート標準示方書（土木学会）
類似品目	・フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材を使用しない生コンクリート、コンクリート製品［集計単位　生コン：m^3　製品：個 ］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・プラント毎に専用のサイロ・計量ビンの確保等の状況が異なるため、全使用量、日打設量等も含めその工事毎の生コン単価を設定する必要がある。 【留意事項】 ・上記【配慮事項】については、鐵鋼スラグ協会が「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定しており、その中で、「需要家が製造元及び販売元を確認できるように、納入伝票等には、製造元及び販売元を記載すること。」としている。・フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材や普通骨材及びこれらを使用したコンクリートの供給状況や特性、製造プラン等を考慮して使用するものとする。

No.	7
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	コンクリート用スラグ骨材
品目名	**フェロニッケルスラグ骨材**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
国土交通省 調達方針	○フェロニッケルスラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
適用工種	・場所打ちコンクリートについて、主に重量式コンクリート構造物を対象とする。
施工条件	・フェロニッケルスラグ骨材の細骨材混入率は20～30%とする。 ・試験練りを行い規定の品質が得られることを確認する。 ・コンクリートの単位体積重量の増大に伴う構造物等への影響を確認する。 ・密度差による分離が懸念されるため、ポンプ打設時は配管距離・高低差に注意が必要である。 ・高温高圧養生を行うコンクリートは使用しないこと。 ・空気量は4～7%を標準とし、3%は不可とする。 （その他） ・特性を活かした活用を検討する（アルカリ骨材対策や塩化分量対策等） Ⅰ．沿岸部の鉄筋コンクリートへの使用 Ⅱ．アル骨反応及び塩化物量対策を必要とする鉄筋及び無筋コンクリートへの使用 Ⅲ．特性を活かしたもの以外でも供給可能な地域での使用
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・生コン単価については、対応可能プラントと調整し単価設定する。 ・なお、単価設定に当たっては、技術管理課と調整する。 ・コンクリート製品については、通常品単価と同扱いとする。
供給状況	・実際にプラントが対応できるかどうかは、日打設量の条件等もあり工事毎に調整する必要がある。 ・フェロニッケルスラグの製造工場は、八戸市、宮津市、日向市の3ヶ所

条件明示	特記仕様書記載例 ・場所打ちコンクリートに使用を規定する場合 「コンクリートは、細骨材にフェロニッケルスラグ骨材を20～30%」程度混入したコンクリートを使用するものとする。なお、調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。」 ・コンクリート製品に使用を規定する場合 「○○○○は、コンクリート用骨材にフェロニッケルスラグ骨材を使用しいている製品を使用するものとし、使用前に資料を提出して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「コンクリート用スラグ骨材の調達が可能と判断されるコンクリート及びコンクリート製品は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
グリーン購入適合品の確認方法	・JIS A 5011-2:2003「コンクリート用スラグ骨材－第２部　フェロニッケルスラグ骨材－」に該当する資材は【判断の基準】を満足する。
品質基準等	・JIS A5011-2（コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材））
類似品目	・高炉スラグ骨材、銅スラグ骨材を使用しない生コンクリート、コンクリート製品 ［集計単位　生コン：m^3 製品：個］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・プラント毎に専用のサイロ・計量ビンの確保等の状況が異なるため、全使用量、日打設量等も含めその工事毎の生コン単価を設定する必要がある。 ・高炉スラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材や普通骨材及びこれらを使用したコンクリートの供給状況や特性、製造プラント等を考慮して使用する

No.	8
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	コンクリート用スラグ骨材
品目名	**銅スラグ骨材**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
国土交通省 調達方針	○銅スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
適用工種	・場所打ちコンクリートについては、主に重量式コンクリート構造物を対象とする。
施工条件	・銅スラグ骨材の細骨材混入率は20～30%とする。 ・試験練りを行い規定の品質が得られることを確認する。 ・コンクリートの単位体積重量の増大に伴う構造物等への影響を確認する。 ・密度差による分離が懸念されるため、ポンプ打設時は配管距離・高低差に注意が必要である。
積算歩掛	・特に考慮する事項なし。
材料単価	・生コン単価については、対応可能プラントと調整し単価設定する。 ・なお、単価設定に当たっては、技術管理課と調整する。 ・コンクリート製品については、通常品単価と同扱いとする。
供給状況	・実際にプラントが対応できるかどうかは、日打設量の条件等もあり工事毎に調整する必要がある。 ・銅スラグの製造工場は、小坂（秋田県）、小名浜（福島県）、直島（香川県）、玉野（岡山県）、別子（愛媛県）、佐賀関（大分県）の6ヶ所
条件明示	特記仕様書記載例 ・場所打ちコンクリートに使用を規定する場合 「コンクリートは、細骨材に銅スラグ骨材を20～30%の範囲で混入したコンクリートを使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・コンクリート製品に使用を規定する場合 「○○○○は、コンクリート用骨材に銅スラグ骨材を使用しいている製品を使用するものとし、使用前に資料を提出して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「コンクリート用スラグ骨材の調達が可能と判断されるコンクリート及びコンクリート製品は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
グリーン購入適合品の確認方法	・JIS A 5011-3:2003「コンクリート用スラグ骨材－第３部　銅スラグ骨材－」に該当する資材は【判断の基準】を満足する。

品質基準等	・JIS A5011-3（コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材）） ・銅スラグ細骨材を用いたコンクリートの施工指針（土木学会）
類似品目	・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材を使用しない生コンクリート、コンクリート製品［集計単位　生コン：m^3　製品：個］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・プラント毎に専用のサイロ・計量ビンの確保等の状況が異なるため、全使用量、日打設量等も含めその工事毎の生コン単価を設定する必要がある。 【留意事項】 ・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材や普通骨材及びこれらを使用したコンクリートの供給状況や特性、製造プラント等を考慮して使用する。 ・色がやや黒いため景観等を考慮する必要がある場合には注意する。

No.	9
選定年度	平成17年度
分類	資材
品目分類	コンクリート用スラグ骨材
品目名	**電気炉酸化スラグ骨材**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
国土交通省 調達方針	○電気炉酸化スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物でその使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
適用工種	・場所打ちコンクリートについては、主に重量式コンクリート構造物を対象とする。
施工条件	・電気炉酸化スラグ骨材の細骨材混入率は30%未満とする。 ・試験練りを行い規定の品質が得られることを確認する。 ・コンクリートの単位体積重量の増大に伴う構造物等への影響を確認する。 ・密度差による分離が懸念されるため、ポンプ打設時は配管距離・高低差に注意が必要である。 ・電気炉酸化スラグ骨材コンクリートは、単位容積質量が大きいことと凝結が遅れることから、型枠を設計する際の側圧の算定には注意を要する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・生コン単価については、対応可能プラントと調整し単価設定する。 ・なお、単価設定に当たっては、技術管理課と調整する。 ・コンクリート製品については、通常品単価と同扱いとする。
供給状況	・実際にプラントが対応できるかどうかは、日打設量の条件等もあり工事毎に調整する必要がある。
条件明示	特記仕様書記載例 ・場所打ちコンクリートに使用を規定する場合 「コンクリートは、細骨材に電気炉酸化スラグ骨材を30%未満の範囲で混入したコンクリートを使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・コンクリート製品に使用を規定する場合 「○○○○は、コンクリート用骨材に電気炉酸化スラグ骨材を使用しいている製品を使用するものとし、使用前に資料を提出して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「コンクリート用スラグ骨材の調達が可能と判断されるコンクリート及びコンクリート製品は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」

品質基準等	・JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）） ・電気炉酸化スラグ骨材を用いたコンクリートの設計・施工指針（案）（土木学会）
類似品目	・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材を使用しない生コンクリート、コンクリート製品［集計単位　生コン：m^3　製品：個］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・プラント毎に専用のサイロ・計量ビンの確保等の状況が異なるため、全使用量、日打設量等も含めその工事毎の生コン単価を設定する必要がある。 【留意事項】 ・上記【配慮事項】については、鐵鋼スラグ協会が「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定しており、その中で、「需要家が製造元及び販売元を確認できるように、納入伝票等には、製造元及び販売元を記載すること。」としている。・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材や普通骨材及びこれらを使用したコンクリートの供給状況や特性、製造プラント等を考慮して使用するものとする。

No.	10
選定年度	平成13年度
分類	資材
品目分類	アスファルト混合物
品目名	**再生加熱アスファルト混合物**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
国土交通省 調達方針	○再生加熱アスファルト混合物については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を推進する。
適用工種	・アスファルト舗装工（再生加熱アスファルト安定処理路盤、基層、表層）
施工条件	・工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・地区単価設定済み。 再生粗粒度アスコン（20）、再生密粒度アスコン（20）、再生密粒度アスコン（13）、再生細粒度アスコン（13）、 再生ＡＳ安定処理（40）、 再生ＡＳ安定処理（30）、再生ＡＳ安定処理（25）
供給状況	・一部の地域を除き管内全域供給可能である。上記地区単価の通知を参照。
条件明示	特記仕様書記載例 ・「特記仕様書の作成手引」参照
品質基準等	・共通仕様書「アスファルトコンクリート再生骨材の品質」「再生用添加物の品質」 ・「舗装再生便覧（H16）」等。
類似品目	・再生加熱アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物以外の加熱アスファルト混合物［集計単位：m^3］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・鋼鉄スラグ混入アスファルト混合物及び通常品との使い分け。 ・再生加熱アスファルト混合物の排水性舗装における仕様が確立されていないため、今後の開発状況を踏まえて適用を検討していく。

No.	11
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	アスファルト混合物
品目名	**鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
国土交通省 調達方針	○鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
適用工種	・アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理、基層、表層）
施工条件	・工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内に鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物を製造するプラントがある場合、工事目的に要求される品質等を考　慮したうえで、原則として、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物を利用する。 ・試験練りを行い、規定の品質が得られることを確認する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・工事毎に品質、施工量、供給条件等を確認した上で、対応可能なプラントとして調整して単価を設定する。 ・なお、単価設定にあたっては、技術管理課と調整する。
供給状況	・プラントにより、供給条件が異なるため事前に確認・調整が必要。 ・最寄りのアスファルトプラントに注文すれば、現在は市場性がないため準備期間は必要であるが殆どのプラントで対応できる。（鉄鋼スラグ協会ヒアリングから）
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初に使用を規定する場合 「加熱アスファルト混合物は、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物を使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物の調達が可能と判断される加熱アスファルト混合物は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・共通仕様書「製鋼スラグの規格」「鉄鋼スラグの品質規格」等 ・JIS A 5015-1　道路用鉄鋼スラグ ・アスファルト舗装要綱 ・舗装施工便覧（日本道路協会） ・製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針（鐵鋼スラグ協会S57）
類似品目	・再生加熱アスファルト混合物、鐵鋼スラグ混入アスファルト混合物以外の加熱アスファルト混合物［集計単位：ｔ］

その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・「再生加熱アスファルト混合物」及び通常品との使い分け 【留意事項】 ・上記【配慮事項】については、鐵鋼スラグ協会が「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定しており、その中で、「需要家が製造元及び販売元を確認できるように、納入伝票等には、製造元及び販売元を記載すること。」としている。 ・合材会社は既に配合表も整備しており、アスファルト合材の規格（例えば表層再生密粒度アスコン（20）水砕スラグ）と指定すれば品質基準を確保した合材が供給される。

No.	12
選定年度	平成21年度
分類	資材
品目分類	アスファルト混合物
品目名	**中温化アスファルト混合物**
環境負荷低減効果	製造時のCO2削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。 備考）「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。
国土交通省 調達方針	○中温化アスファルト混合物については、再生骨材を使用できない場合において、アスファルト舗装の表層・基層および加熱アスファルト安定処理路盤材料として、その使用を推進する。また、ポーラスアスファルトには使用しない。
適用工種	・アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理路盤、基層、表層）
施工条件	・再生骨材を使用できない場合において、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、中温化アスファルト混合物を利用する。 ・試験練りを行い、規定の品質が得られることを確認する。
積算歩掛	・材料単価は見積もりによる。 ・施工歩掛は通常品と同等。
材料単価	・工事毎に品質、施工量、供給条件等を確認した上で、対応可能なプラントと調整して単価を設定する。 ・調整剤を新たに添加することから、調整剤のコストの分コスト増となるが、アスファルトを加熱する際の温度が低減できることで燃料コストが低減される。トータルすると１～２割のコスト増となる。
供給状況	・通常の加熱アスファルト混合物を製造するプラントにおいて、調整剤を添加し混合することで中温化アスファルト混合物が製造可能なことから、特段の設備の追加・改修を必要とせずに済み、全国に存在するプラントで製造可能。 ・プラントにより、供給条件が異なるため事前に確認・調整が必要。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初に使用を規定する場合 「加熱アスファルト混合物は、中温化アスファルト混合物を使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「中温化アスファルト混合物の調達が可能と判断される加熱アスファルト混合物は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・舗装設計施工指針 ・舗装施工便覧

類似品目	・再生加熱アスファルト混合物、鐵鋼スラグ混入アスファルト混合物以外の加熱アスファルト混合物［集計単位：ｔ］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・中温化アスファルト混合物において、再生骨材を使用した場合およびポーラスアスファルト混合物に適用した場合の耐久性等の評価が確立されていないため、今後の開発状況を踏まえて適用を検討していく。ただし、ポーラスアスファルト混合物に関しては、個別に耐久性等を検討して適用することを妨げるものではない。 【留意事項】 ・アスファルトに添加する添加剤は大きく３つに分類され、①発泡系、②粘弾性調整系、③滑剤系である。どの添加剤を用いても、中温化アスファルト混合物の性能は同等と考えられ、調達性、経済性を勘案し、適切なものを選定する必要がある。 ・調達に際して、通常よりも製造温度が30℃低いということを印字記録等で確認しなければならない。 ・通常の加熱アスファルト混合物よりも、交通開放できる時間が短縮されるため、その特性も考慮し、適用を図ること。 ・添加剤の安全性については、MSDS（製品安全データシート）にて確認すること。

No.	13
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	路盤材
品目名	**鉄鋼スラグ混入路盤材**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
国土交通省 調達方針	○鉄鋼スラグ混入路盤材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
適用工種	・アスファルト舗装工及びコンクリート舗装工（下層路盤、上層路盤）
施工条件	・上層路盤を他の路盤材から水硬性粒度調整鉄鋼スラグに変更する場合は、舗装厚の変更が伴う場合があることに留意する。 ・高炉スラグ及び製鋼スラグを単独または組み合わせたものを使用するものとする。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・建設物価、積算資料に記載される単価により設定するが、記載なき地区で調達可能な場合は見積りにより単価を設定する。
供給状況	・注文生産であり実績はほとんどないが、生産は可能である。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初に使用を規定する場合 「○○○は、鉄鋼スラグ混入路盤材（○○○）を使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「鉄鋼スラグ混入路盤材（○○○）の調達が可能と判断される○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・共通仕様書「鉄鋼スラグの規格」「下層路盤の品質規格」「上層路盤の品質規格」等 ・JIS A 5015-1道路用鉄鋼スラグ ・アスファルト舗装要綱 ・鉄鋼スラグ協会「高炉スラグ路盤設計施工指針」 ・鉄鋼スラグ協会「製鋼スラグ路盤設計施工指針」 ・舗装施工便覧（日本道路協会） ・舗装設計施工指針（日本道路協会）
類似品目	・再生骨材、鐵鋼スラグ混入路盤以外の砕石材、路盤材［集計単位：ｔ］

その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・「再生骨材等」及び通常品との使い分け 【留意事項】 ・上記【配慮事項】については、鐵鋼スラグ協会が「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定しており、その中で、「需要家が製造元及び販売元を確認できるように、納入伝票等には、製造元及び販売元を記載すること。」としている。・上層路盤を他の路盤材から水硬性粒度調整鉄鋼スラグに変更する場合は、舗装厚の変更が伴う場合があることに留意する。鉄鋼スラグ（製鋼・高炉スラグのこと）から生産される骨材は、通常の骨材に比べ一般的に単位体積重量が大きい。 ・スラグ工場は既に鉄鋼スラグ混入路盤材の製造実績もあり、鉄鋼スラグ混入路盤材を指定すれば、品質基準を確保した路盤材が供給される。

No.	14
選定年度	平成13年度
分類	資材
品目分類	路盤材
品目名	**再生骨材等**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
国土交通省 調達方針	○再生骨材等については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
適用工種	・アスファルト舗装工（下層路盤、上層路盤） ・基礎工（砕石基礎工） ・裏込め工
施工条件	・工事現場から40キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生資材を利用する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・地区単価設定済み 再生クラッシャランＲＣ－30、再生クラッシャランＲＣ－40 ・設定されていない場合は物価資料、特別調査または見積りによる
供給状況	・一部の地域を除き管内全域供給可能である。上記地区単価の通知を参照
条件明示	特記仕様書に記載
品質基準等	・共通仕様書「再生砕石の粒度」「再生粒度調整砕石の粒度」
類似品目	・再生骨材、鉄鋼スラグ混入路盤材以外の砕石材、路盤材［集計単位：m^3］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・鋼鉄スラグ混入路盤材及び通常品との使い分け

No.	15
選定年度	平成13年度
分類	資材
品目分類	小径丸太材
品目名	**間伐材**
環境負荷低減効果	廃棄物削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
国土交通省 調達方針	○間伐材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。
適用工種	・多自然型護岸工 ・山腹工 ・植栽工（植栽支柱） ・安全対策工（緩衝設備、防護柵）
施工条件	・目的に応じ適宜検討し設定する。
積算歩掛	・新技術活用支援策の活用によるほかは、見積りによる。
材料単価	・杉丸太、松丸太は土木積算システムに単価登録済み、その他加工品等は見積りによる。
供給状況	・基本的に管内全域供給可能と考えるが、供給源の確認は事前に行う必要がある。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「○○○○に使用する木材は間伐材を利用するものとし、使用前に監督職員の承諾を得なければならない。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「間伐材の調達が可能と判断される木材は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・共通仕様書「木材2-6-1」
類似品目	・間伐材以外の木材［集計単位：m^3］
その他 （課題・留意事項等）	【課題】 ・通常品との使い分け

No.	16
選定年度	平成13年度
分類	資材
品目分類	混合セメント
品目名	**高炉セメント**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制、製造時のCO2削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
国土交通省 調達方針	○高炉セメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装など、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
適用工種	・吹付工（モルタル、コンクリート） ・深礎工（裏込め注入） ・固結工（改良材） ・敷モルタル等 ・アンカーエ（定着グラウトの注入ミルク） ・トンネル掘削工（エアーモルタル） ・トンネル覆工（背面の注入エアーモルタル） ・場所打ちコンクリート工（橋梁上部工を除く）
施工条件	・目的に応じ適宜検討し設定する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・地区単価設定済み。（設定されていない場合は、物価資料、特別調査または見積りによる。）
供給状況	・管内全域供給可能である。
条件明示	特記仕様書に記載
グリーン購入適合品の確認方法	・JIS R 5211:2003「高炉セメント」におけるB種及びC種に該当する資材は【判断の基準】を満足する。
品質基準等	・JIS R 5211 高炉セメント ・コンクリート標準示方書
類似品目	・高炉セメント、フライアッシュセメント以外のセメント又は、高炉セメント、フライアッシュセメントを使用しない生コンクリート、コンクリート製品 ［集計単位　セメント：t　生コン：m^3　製品：個］

その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・普通ポルトランドセメントとの使い分け 【留意事項】 ＜高炉セメントコンクリートの留意点＞ ①初期強度の発現が遅い（初期強度を必要とする構造物には不適、型枠の取り外しは普通ポルランドセメントの場合より遅くする）。 ②養生温度による強度発現が異なる（冬期施工の養成温度管理に注意）。 ③初期養生による乾燥収縮への影響が大きい（充分な初期養生により普通ポルランドセメントに比べ乾燥収縮率を減らすことも可）。 ④コンクリート中への空気が入りにくい（ＡＥコンクリートとする場合、ＡＥ剤量が多く必要）。

No.	17
選定年度	平成13年度
分類	資材
品目分類	混合セメント
品目名	**フライアッシュセメント**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制、製造時のCO2削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
国土交通省 調達方針	○フライアッシュセメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
適用工種	・場所打ちコンクリート（ダム本体工等）
施工条件	・目的に応じ適宜検討し設定する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・地区単価設定済み。（設定されていない場合は、物価資料、特別調査または見積りによる。）
供給状況	・対象地域の生コンプラントで出荷が可能かどうか調査する必要がある。
条件明示	特記仕様書記載例 ・場所打ちコンクリート工（ダム本体工等） 「セメントの種類は、フライアッシュセメント（B種）とする。ただし標準配合での配合が困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」
グリーン購入適合品の確認方法	・JIS R 5213:1997「フライアッシュセメント」におけるB種及びC種に該当する資材は【判断の基準】を満足する。
品質基準等	・JIS R 5213 フライアッシュセメント ・コンクリート標準示方書
類似品目	・高炉セメント、フライアッシュセメント以外のセメント又は、高炉セメント、フライアッシュセメントを使用しない生コンクリート、コンクリート製品 ［集計単位　セメント：t　生コン：m^3　製品：個］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・普通ポルトランドセメント及び高炉セメント（B種）との使い分け 【留意事項】 ＜フライアッシュコンクリートの留意点＞ ①凍結融解試験では弱い。 ②タイヤチェーンなどの衝撃に弱い。 ③ブリージング水の終了が約2.5時間であり、セメントコンクリートに比べて約1時間遅い。従って、表面仕上げが１時間程度遅くなる。

No.	18
選定年度	平成16年度
分類	資材
品目分類	セメント
品目名	**エコセメント**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。 備考）「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。
国土交通省 調達方針	○エコセメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において、その使用を推進する。
適用工種	・主に無筋コンクリート（鉄筋コンクリートについては高強度、高流動コンクリートを除く）
施工条件	・普通エコセメントを用いたコンクリートの塩化物イオンの総量が0.30kg/m^{3}以下であることを確認する。 ・現場までの運搬については、運搬中のワーカビリティーの変化を事前に把握し、コンクリート性状の変化が少なくなるよう、練り混ぜ後なるべく短時間で運搬する。
積算歩掛	・見積りによる。
材料単価	・新技術活用支援施策の活用によるほかは、見積りによる。
供給状況	・対象地域で出荷が可能かどうか調査する必要がある。 ・エコセメントの製造工場は市原市（千葉県）、西多摩郡日の出町（東京都）の2ヶ所
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「エコセメントを使用した○○○○は、塩化物イオンの総量が0.30kg/m^{3}以下とする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「エコセメントを用いたコンクリート（塩化物イオンの総量が0.30kg/m^{3}以下）の調達が可能と判断される○○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
グリーン購入適合品の確認方法	・JIS R 5214:2003「エコセメント」に該当する資材は【判断の基準】を満足する。
品質基準等	・JIS R 5214 エコセメント（日本規格協会） ・エコセメントコンクリート利用技術マニュアル（土木研究所）
類似品目	・エコセメント以外のセメント

その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・エコセメントは、普通ポルトランドセメントに比べて比表面積が大きいため、普通ポルトランドセメントに比べて混和剤の使用量が多くなる場合がある。 ・エコセメントは、普通ポルトランドセメントに比べて塩化物イオン量が多いため、コンクリートとした場合の塩化物イオン量の管理に留意する必要がある。 ・エコセメントの色調は普通ポルトランドセメントと若干異なるため、製品等に利用する場合は留意する必要がある。

No.	19
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	コンクリート及びコンクリート製品
品目名	**透水性コンクリート**
環境負荷低減効果	ヒートアイランド抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○透水係数 1×10^{-2}cm/sec以上であること。 備考）「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。
国土交通省 調達方針	○透水性コンクリートについては、公園工事における園内舗装など、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート製品において、その使用を推進する。
適用工種	・コンクリート舗装工（舗道舗装、園内舗装等） ・排水工（側溝、集水桝等）
施工条件	○コンクリート舗装工（歩道舗装、園内舗装等） ・透水性ブロック（透水係数1×10^{-2}cm/sec以上）を使用する。 ・高強度を必要としない部位に使用する。 ・利用環境上雨水浸透等が求められる部位に使用する。 ○排水工（側溝、集水桝等） ・コンクリート製品（透水係数1×10^{-2}cm/sec以上）を使用する。 ・高強度を必要としない部位に使用する。 ・流末部の環境等から雨水の流出を抑制する必要がある部位に使用する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・掲載本（建設物価、積算資料）による。
供給状況	・特に問題なし。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「透水性コンクリートを使用した○○○○は、透水係数1×10^{-2}cm/sec以上の製品を使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「透水係数1×10^{-2}cm/sec以上の透水性コンクリートを使用した製品の調達が可能判断される○○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・インターロッキングブロック協会の品質規格 ・（社）雨水貯留浸透技術協会　雨水浸透施設技術指針［案］
類似品目	・調達品目の透水性コンクリート以外の透水性コンクリート及び透水性コンクリート製品［集計単位　生コン：m^3　製品：個］

その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・通常品との使い分け 【留意事項】 具体的な使用可能性 ・透水性平板ブロック及び透水性インターロッキング 歩道等で使用するため、コンクリートやモルタル等の使用は避ける必要がある。

<table>
<tr><td>No.</td><td>20</td></tr>
<tr><td>選定年度</td><td>平成21年度</td></tr>
<tr><td>分類</td><td>資材</td></tr>
<tr><td>品目分類</td><td>鉄鋼スラグ水和固化体</td></tr>
<tr><td>品目名</td><td>鉄鋼スラグブロック</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減効果</td><td>廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制、CO２排出量削減</td></tr>
<tr><td>環境省基本方針
判断の基準等</td><td>【判断の基準】
○　骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で５０％以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。
別表
<table><tr><td>種　　類</td></tr><tr><td>転炉スラグ（溶銑予備処理スラグを含む）</td></tr><tr><td>電気炉酸化スラグ</td></tr></table>
【配慮事項】
○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</td></tr>
<tr><td>国土交通省
調達方針</td><td>○鉄鋼スラグブロックについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事において、重量が３５ｔ以下の消波ブロック、被覆ブロック及び根固めブロック等のコンクリートブロック（無筋）並びに人工石材、ボックスカルバート及び排水溝等のコンクリート製品（無筋）で、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。</td></tr>
<tr><td>適用工種</td><td>・重量が３５ｔ以下のコンクリートブロック製作（無筋）
・重量が３５ｔ以下のコンクリート製品（無筋）
（擁壁，排水溝、人工石材等）</td></tr>
<tr><td>施工条件</td><td>・普通コンクリートと同様</td></tr>
<tr><td>積算歩掛</td><td>・特に考慮する事項なし</td></tr>
<tr><td>材料単価</td><td>・見積もりによる</td></tr>
<tr><td>供給状況</td><td>・骨材として使用する製鋼スラグは、室蘭、鹿島、君津、千葉、川崎、名古屋、和歌山、神戸、加古川、福山、倉敷、呉、八幡、小倉、大分の製鉄所で製造しており、鉄鋼スラグ水和固化体を製造する際には、最寄りの製鉄所から製鋼スラグを運搬することとなる。
・君津、倉敷、八幡の製鉄所においては、製鉄所内にプラントを保有しており、使用数量、現場条件にもよるが、その近隣において、コンクリートブロック及びコンクリート製品を使用する場合は、コンクリートの代替材として、鉄鋼スラグ水和固化体を用いることが有効である。</td></tr>
<tr><td>条件明示</td><td>・特記仕様書に記載</td></tr>
<tr><td>品質基準等</td><td>・（財）沿岸開発技術研究センター：沿岸開発技術ライブラリーNo.28「鉄鋼スラグ水和固化体技術マニュアル（改訂版）」2008 年 2 月
・（財）沿岸技術研究センター：港湾関連民間技術の確認審査・評価報告書「鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材」第07001号</td></tr>
<tr><td>類似品目</td><td>・コンクリートブロック、コンクリート製品、捨石・被覆石等の石材</td></tr>
</table>

その他 （課題・留意事項等）	【課題】 ・骨材である製鋼スラグの運搬費により、材料単価が騰貴すること、また、プラント毎にサイロ・計量ビンの確保等の状況が異なることから、全使用量、日打設量等を含めその工事毎の生コン単価を設定する必要がある。 【留意事項】 ・上記【配慮事項】については、鐵鋼スラグ協会が「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定しており、その中で、「需要家が製造元及び販売元を確認できるように、納入伝票等には、製造元及び販売元を記載すること。」としている。 ・鉄鋼スラグ水和固化体の製造および施工方法などは、コンクリートに類似する。しかし、強度発現挙動や膨張安定性、すりへり抵抗性、アルカリ溶質性、生物付着性等においては、通常のコンクリートとは異なることを考慮し使用するものとする。 ・人工石材として、捨石代替材に使用可能であるが、堅硬、緻密を要求される基礎捨石への適用は難しい。 ・冬季においては、配合により初期強度の発現が普通コンクリートに比べ遅くなる場合がある。

No.	21
選定年度	平成16年度
分類	資材
品目分類	吹付けコンクリート
品目名	**フライアッシュを用いた吹付けコンクリート**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制、（施工時の粉塵抑制）
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、1m³当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
国土交通省 調達方針	○フライアッシュを用いた吹付けコンクリートについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。
適用工種	・吹付け工
施工条件	・フライアッシュを用いた吹付けコンクリートは、フライアッシュを細骨材の一部として取り扱い、その使用量はコンクリート1m³当たり100kgを標準とする。 ・上記の標準使用量で、所定のスランプが得られるよう試験練りにより配合を決定する。 ・吹付けコンクリートの配合は、監督職員の承諾を得るものとする。
積算歩掛	・見積りによる。
材料単価	・新技術活用支援施策の活用によるほかは、見積りによる。
供給状況	・対象地域で出荷が可能かどうか調査する必要がある。
条件明示	特記仕様書記載例 ・細骨材の一部としてフライアッシュを使用するものとする。
品質基準等	・コンクリート標準示方書［施工編］2007年版（土木学会） ・JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ（日本規格協会） ・フライアッシュを用いたコンクリートの施工指針（案）（土木学会） ・フライアッシュを使用するコンクリートの調合設計・施工指針案（日本建築学会） ・道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（日本道路協会） ・トンネル標準示方書　山岳工法（土木学会）
類似品目	・フライアッシュを用いない通常の吹付コンクリート
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・フライアッシュの保管には、コンクリートプラントにおいて専用のサイロが必要となる。

No.	22
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	塗料
品目名	**下塗用塗料（重防食）**
環境負荷低減効果	有害化学物質の発散、溶出の防止
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
国土交通省 調達方針	○下塗用塗料（重防食）については、河川、ダム、港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。
適用工種	・塗装工（機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、鋼構造物等）
施工条件	・MSDS（科学物質等安全データシート）の提出を求め鉛又はクロムを含む顔料を配合していないことを確認する。 ・従前の「鉛系さび止めペイント」等に代わるものとし、「鉛フリー系のさび止めペイント」を使用する。
積算歩掛	・工場塗装は土木工事標準積算基準による。従来品による現場塗装は市場単価を適用しているが、本品目は見積りによる。
材料単価	・掲載本（建設物価、積算資料）による。
供給状況	・特に問題なし。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用する場合 「○○○○の下塗用塗料（重防食）については、鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「鉛又はクロムを含む顔料を配合していない下塗用塗料（重防食）の調達が可能と判断される○○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・（社）日本塗料工業会規格（JPMS） ・機械工事塗装要領（案）・同解説（H13.9（社）日本建設機械化協会、国土交通省総合政策局建設施工企画課監修） ・鋼道路橋塗装便覧（社）日本道路協会
類似品目	・調達品目の下塗用塗料（重防食）以外の下塗用塗料［集計単位：kg］

その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ○品質基準 ・品質(防食性能)については、従前の塗料と比較した場合、概ね同等程度である。 また、ヨーロッパでは既に鋼構造物に用いる鉛系さび止めペイントの代わりに、りん酸塩系防錆顔料を配合しているのが一般的であるとともに、「機械工事塗装要領（案）・同解説」においても同様に明記している。 ・機械工事塗装要領（案）・同解説（H13.9（社）日本建設機械化協会、国土交通省総合政策局建設施工企画課監修）においては、「鉛系さび止めペイント」に代わるものとして、「りん酸塩系さび止めペイント」を明記（解説の訂正）する予定である。 ○開発状況 ・各塗料メーカでは、「りん酸塩系」以外の「ノンクロム系」「環境配慮型油性系」等開発中である。 ○「現場説明書及び特記仕様書の記載例（案）」（平成14年4月）四国地方整備局 ・記載例にある下記の下塗り塗料は基本的に鉛又はクロムを含む顔料を配合していないが、製品によっては塗料の使用原料中の不純物等として微量の重金属を含有しているためMSDSで確認する必要がある。 ・無機ジンクリッチペイント ・エポキシ樹脂塗料 ・エポキシ樹脂MIO塗料 ・タールエポキシ樹脂塗料 ・変性エポキシ樹脂塗料内面用 ・従前の「鉛系さび止めペイント」等に代わるものとし、「鉛フリー系さび止めペイント」を使用する。

No.	23
選定年度	平成15年度
分類	資材
品目分類	塗料
品目名	**低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料**
環境負荷低減効果	有害化学物質の発散、溶出の防止
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。
国土交通省 調達方針	○低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料については、車道中央線等の区間線において、その使用を推進する。
適用工種	・区画線工（ただし、水性塗料使用の場合のみ。）
施工条件	・揮発性有機性溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であることを確認する。 ・気温5℃以下の時、湿度85%以上の時、又は降雨などにより路面が濡れている場合は施工を避ける。 ・新設舗装面は、打設後約2週間の養生期間を置いてから施工すること。
積算歩掛	・路面標示材協会の見積りによる。
材料単価	・見積りによる。
供給状況	・特に問題なし。
条件明示	特記仕様書記載例 ・水性塗料により路面標示を行う場合 「路面標示用水性塗料については、揮発性有機性溶剤(VOC)の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・JIS K 5665 路面標示用塗料第１種、第２種（VOC（揮発性有機溶剤）5%以下）
類似品目	・揮発性有機溶剤（VOC）含有率（塗料総質量に対する揮発性用材の質量の割合）が5%以上の路面標示用塗料。
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・低揮発性有機性溶剤型の路面標示用水性塗料は、市場価格で通常品の1.5倍程度、直接工事費で1.20倍程度である。 ・施工の際は、塗料が固化するとポンプ等を損傷するので、塗料温度に留意する。 【留意事項】 ・従来型のペイントより道路開放に時間が延びる（5分→7～8分程度）。

<table>
<tr><td>No.</td><td>24</td></tr>
<tr><td>選定年度</td><td>平成16年度</td></tr>
<tr><td>分類</td><td>資材</td></tr>
<tr><td>品目分類</td><td>舗装材</td></tr>
<tr><td>品目名</td><td>再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減効果</td><td>廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制</td></tr>
<tr><td>環境省基本方針
判断の基準等</td><td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題の無いこと。

【配慮事項】
○土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題の無いこと。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr>
<tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr>
<tr><td>非鉄スラグ</td></tr>
<tr><td>鋳物砂</td></tr>
<tr><td>陶磁器屑</td></tr>
<tr><td>石炭灰</td></tr>
<tr><td>建材廃材</td></tr>
<tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr>
<tr><td>製紙スラッジ</td></tr>
<tr><td>アルミスラッジ</td></tr>
<tr><td>磨き砂汚泥</td></tr>
<tr><td>石材屑</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず
対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

国土交通省 調達方針	○再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示、第46号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。
適用工種	・舗装工（歩行者用舗装）
施工条件	・再生材料を重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていることを確認する。 ・製品から有害物質が溶出されないことについて規定されており、製品を2㎜以下に粉砕しても、重金属等有害物質の溶出について問題の無いことが明らかになっている必要がある。このため、必ずしも製品を検査する必要はないが、製品段階では問題が無いことが確認されていなければならない。具体的には、下記のような視点からの確認を想定している。 ①材料段階において有害物質含有の恐れが無い場合は、含まれないことの証明をもって問題ないことと取り扱う。 ②材料段階において有害物質含有の恐れが有る場合は、焼成したものにおいて2㎜以下粉砕の環境基準を満足すること。 なお、これらの確認においては、原材料の成分の変動を勘案して安全性が担保できる範囲で、サンプルあるいは製品自体（部分抽出）でもよいこととする。
積算歩掛	・見積りによる。
材料単価	・新技術活用支援施策の活用によるほかは、見積りによる。
供給状況	・特に問題なし。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）を使用した○○○○は、再生材利用率（原材料の重量比）が20%以上の製品を使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）を使用した製品（再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上）の調達が可能と判断される○○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	
類似品目	・天然材料を利用したセラミックブロック・レンガ
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・磨り減り等により周囲に飛散する恐れがあるため有害化学物質の危険性があるものは慎重に対応が必要である。 ・土壌の汚染に係る環境基準および土壌汚染対策法の規定に従い、重金属等有害物質の溶出又は含有について問題が無いことを確認する場合は、製品又は使用している再生材料の焼成品（製品に準じた焼成品と認められる物）を2mm以下に粉砕した試料を用いるものとする。

<table>
<tr><td>No.</td><td>25</td></tr>
<tr><td>選定年度</td><td>平成17年度</td></tr>
<tr><td>分類</td><td>資材</td></tr>
<tr><td>品目分類</td><td>舗装材</td></tr>
<tr><td>品目名</td><td>再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減効果</td><td>廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制</td></tr>
<tr><td>環境省基本方針
判断の基準等</td><td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は､再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。
別表
<table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td><td>前処理方法</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td></tr></table>
備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。</td></tr>
<tr><td>国土交通省
調達方針</td><td>○再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたってはJIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。</td></tr>
<tr><td>適用工種</td><td>・舗装工（歩行者用舗装）</td></tr>
<tr><td>施工条件</td><td>・再生材料を重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていることを確認する。
・有害物質の含有及び溶出試験の結果から環境安全性を確認する。</td></tr>
<tr><td>積算歩掛</td><td>・新技術活用支援施策の活用によるほかは、見積りによる。</td></tr>
<tr><td>材料単価</td><td>・新技術活用支援施策の活用によるほかは、見積りによる。</td></tr>
<tr><td>供給状況</td><td>・対象地域で出荷が可能かどうか調査する必要がある。</td></tr>
</table>

条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）を使用した○○○○は、再生材利用率（原材料の重量比）が20%以上の製品を使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）を使用した製品（再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上）の調達が可能と判断される○○○○は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・JASS 7M-101 インターロッキングブロックの品質規格（日本建築学会） ・インターロッキングブロック舗装設計施工要領（インターロッキングブロック舗装技術協会） ・JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材 ・JIS K 0058-1 スラグ類の化学物質試験方法－第1部：溶出量試験方法 ・JIS K 0058-2 スラグ類の化学物質試験方法－第2部：含有量試験方法
類似品目	・天然材料を利用した舗装用ブロック類
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・磨り減り等により周囲に飛散する恐れがあるため有害化学物質の危険性があるものは慎重に対応が必要である。

No.	26
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	園芸資材
品目名	**バークたい肥**
環境負荷低減効果	廃棄物削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比［C／N比］ 35以下 ・陽イオン交換容量［CEC］（乾物） 70meq／100g以上 ・ｐＨ 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全体「N」（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量「P_2O_5」（現物） 0.2%以上 ・加里全量「K_2O」（現物） 0.1%以上
国土交通省 調達方針	○バークたい肥については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
適用工種	・植栽工、植樹工、移植工、補植工、厚層基材吹付工等
施工条件	・施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・地区単価設定済み。（設定されていない場合は、物価資料、特別調査または見積りによる。） ・バークたい肥……1,150円/100L（23円/kg）（実勢単価：平成15年度：全国（北海道・沖縄除く）） 1,200円/100L（24円/kg）（実勢単価：平成15年度：北海道） （沖縄流通なし）
供給状況	・現在も積極的に使用しており、建設物価等にも数十種掲載されているため、供給についての問題はない。

条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「土壌改良剤（又は肥料）は、バークたい肥を予定しており、品質規格については下記の基準を満足すること。ただし、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合及び調達困難な場合は、監督職員と協議しを行うものとする。」 ※環境省基本方針判断の基準等の内容を記載する。 ・当初に使用を規定していない場合 「バークたい肥の調達が可能と判断される土壌改良剤（又は肥料）は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・肥料取締法
類似品目	・調達品目のバーク堆肥、下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料以外の肥料及び土壌改良材［集計単位：kg］。
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・通常品目との使い分けについては、施行箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意し使用するものとする。 ・バークたい肥と下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料は、使用用途によって混合率や対象植物に対する効果等が異なるため一概にどちらが安価であるか特定できない。よって、調達に当たっては、どちらかに限定したり、実績のある製品等にこだわることなく実施する。

No.	27
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	園芸資材
品目名	**下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）**
環境負荷低減効果	廃棄物削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物）　35%以上 ・炭素窒素比［C／N比］　20以下 ・ｐＨ　8.5以下 ・水分　50%以下 ・窒素全量「N」（現物）　0.8%以上 ・りん酸全量［Ｐ２０５］（現物）1.0%以上 ・アルカリ分（現物）　15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。） 備考）１　「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。 ２　肥料取締法第 3 条及び第 25 条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和 61 年 2 月 22 日 農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。
国土交通省 調達方針	○下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（土壌改良資材も含む）については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
適用工種	・道路植栽工、道路植樹工、道路移植工、道路補植工
施工条件	・施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・地区単価設定済み。（設定されていない場合は、物価資料、特別調査または見積りによる。） ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料……82.5円/kg（実勢単価：平成15年度：全国（沖縄除く）） 99.0円/kg（実勢単価：平成15年度：沖縄）
供給状況	・品目は少ないが、供給には問題ないものと考える。

条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「土壌改良剤（又は肥料）は、下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料を予定しており、品質規格については下記の基準を満足すること。ただし、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合及び調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ※環境省基本方針判断の基準等の内容を記載する。 ・当初に使用を規定していない場合 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料の調達が可能と判断される土壌改良剤（又は肥料）は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・農林水産省 肥料取締法に基づき普通肥料の公定企画を定める等の件 （平成17年2月7日　農林水産省告示第254号）
類似品目	・調達品目のバーク堆肥、下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料以外の肥料及び土壌改良材［集計単位：kg］。
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・通常品目との使い分けについては、バークたい肥との関係もあり難しいが、樹木医等の意見も考慮の上、積極的に使用していく。 ・バークたい肥と下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料は、使用用途によって混合率や対象植物に対する効果等が異なるため一概にどちらが安価であるか特定できない。よって、調達にあたっては、どちらかに限定したり、実績のある製品等にこだわることなく実施する。

No.	28
選定年度	平成14年度
分類	資材
品目分類	道路照明
品目名	**環境配慮型道路照明**
環境負荷低減効果	電力消費量の削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 ○設置個所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
国土交通省 調達方針	○環境配慮型道路照明については、設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。
適用工種	・照明工
施工条件	・水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであることを確認する。 ・光色・演色性に配慮が必要ない箇所については、基本的に高圧ナトリウムランプを使用する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	・掲載本（建設物価、積算資料）による。
供給状況	・特に問題なし。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用する場合 「道路照明は、高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いたものとし、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されている環境配慮型ものであることを確認できる資料を提出して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「道路照明に環境配慮型の調達が可能と判断される場合は積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・JIS C 7621 高圧ナトリウムランプ ・道路照明施設設置基準
類似品目	・調達品目の高圧ナトリウムランプ以外の水銀ランプ等［集計単位：個］

その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・通常品との使い分けは次のとおりとする。なお、優先順位は①→②→③とする。 ①光色・演色性に配慮がない箇所については、基本的に高圧ナトリウムランプを使用する。 ②市街地等、演色性の配慮が必要な箇所については、水銀ランプを用いた照明施設と比較し電力消費量が45%以上削減され、更に演色性の高い光源（セラミックメタルハイランドランプ・蛍光灯等）を考慮したものを選定する。 ③上①②に該当なく特別な理由がある場合は、通常品目（水銀ランプ）等の使用もやむを得ないもとする。

No.	29
選定年度	平成21年度
分類	資材
品目分類	中央分離帯ブロック
品目名	**再生プラスチック製中央分離帯ブロック**
環境負荷低減効果	CO２排出量削減、廃棄物削減、天然資源枯渇の抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 備考）「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
国土交通省 調達方針	○再生プラスチック製中央分離帯ブロックについては、撤去後に回収して再生利用するシステムが構築されていることを確認した上で、高速道路等の路面にボルト付けするプラスチック製中央分離帯ブロックにおいて、その使用を推進する。
適用工種	暫定２車線高速道路等
施工条件	・コンクリート製品等と同じ
積算歩掛	・見積りによる。
材料単価	・掲載本（建設物価、積算資料）による。
供給状況	比較品（バージンプラスチック）と同様、プラスチック成型工場で生産され、入手は同程度。全国どこでも施工可能であり、入手制約はない。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「再生プラスチック製中央分離帯ブロックを使用した中央分離帯ブロックは、撤去後に回収して再生利用するシステムが構築されている製品を使用するものとする。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック（撤去後に回収して再生利用するシステムが構築されている製品）の調達が可能と判断される中央分離帯ブロックは積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・JISA9401　再生プラスチック製中央分離帯ブロック
類似品目	・バージンプラスチック製の中央分離帯ブロック
その他 （課題・留意事項等）	【留意事項】 ・事業者自らが使用後に回収し、中央分離帯ブロックに再生利用していることを確認する必要がある。

<table>
<tr><td>No.</td><td>30</td></tr>
<tr><td>選定年度</td><td>平成13年度</td></tr>
<tr><td>分類</td><td>資材</td></tr>
<tr><td>品目分類</td><td>タイル</td></tr>
<tr><td>品目名</td><td>陶磁器質タイル</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減効果</td><td>廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制</td></tr>
<tr><td>環境省基本方針
判断の基準等</td><td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題の無いこと。

【配慮事項】
○土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題の無いこと。

別表
<table>
<tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr>
<tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr>
<tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr>
<tr><td>非鉄スラグ</td></tr>
<tr><td>鋳物砂</td></tr>
<tr><td>陶磁器屑</td></tr>
<tr><td>石炭灰</td></tr>
<tr><td>廃プラスチック</td></tr>
<tr><td>建材廃材</td></tr>
<tr><td>廃ゴム</td></tr>
<tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr>
<tr><td>製紙スラッジ</td></tr>
<tr><td>アルミスラッジ</td></tr>
<tr><td>磨き砂汚泥</td></tr>
<tr><td>石材屑</td></tr>
<tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr>
<tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr>
<tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

国土交通省 調達方針	○陶磁器質タイルについては、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
施工条件	・再生材料を重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていることを確認する。 ・製品から有害物質が溶出されないことについて規定されており、製品を2㎜以下に粉砕しても、重金属等有害物質の溶出について問題の無いことが明らかになっている必要がある。このため、必ずしも製品を検査する必要はないが、製品段階では問題が無いことが確認されていなければならない。具体的には、下記のような視点からの確認を想定している。 ①材料段階において有害物質含有の恐れが無い場合は、含まれないことの証明をもって問題ないことと取り扱う。 ②材料段階において有害物質含有の恐れが有る場合は、焼成したものにおいて2㎜以下粉砕の環境基準を満足すること。 なお、これらの確認においては、原材料の成分の変動を勘案して安全性が担保できる範囲で、サンプルあるいは製品自体（部分抽出）でもよいこととする。
類似品目	・判断の基準を満たさない陶磁器質タイル。
その他 （課題・ 留意事項等）	・土壌の汚染に係る環境基準および土壌汚染対策法の規定に従い、重金属等有害物質の溶出又は含有について問題が無いことを確認する場合は、製品又は使用している再生材料の焼成品（製品に準じた焼成品と認められる物）を2mm以下に粉砕した試料を用いるものとする。

<table>
<tr><td>No,</td><td>31</td></tr>
<tr><td>選定年度</td><td>平成20年度</td></tr>
<tr><td>分類</td><td>資材</td></tr>
<tr><td>品目分類</td><td>コンクリート用型枠</td></tr>
<tr><td>品目名</td><td>再生材料を使用した型枠</td></tr>
<tr><td>環境負荷低減効果</td><td>廃棄物削減、天然資源枯渇の抑制</td></tr>
<tr><td>環境省基本方針
判断の基準等</td><td>【判断の基準】
○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。
別 表
<table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>古紙パルプ</td></tr></table>
【配慮事項】
○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。
備考）１　プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
２　再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。</td></tr>
<tr><td>国土交通省
調達方針</td><td>○再生材料を使用した型枠については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、合板型枠又は鋼製型枠以外を用いる場合で、側溝や重力式擁壁等の小構造物において、その使用を推進する。</td></tr>
<tr><td>適用工種</td><td>・コンクリート型枠工</td></tr>
<tr><td>施工条件</td><td>○建設現場における工事用仮設材として合板型枠の代用が可能である。
・土木分野においてコンクリート打込み高さ４m以下程度の構造物：ボックスカルバート、重力式擁壁、壁高欄、スラブ等の型枠に適用する。
○使用用途により、桟木またはパイプの本数を最新の取扱説明書に基づき検討する。
○取扱い上の注意
・切断面 孔あけ面は保護のため専用の保護テープを使用すること（古紙パルプ製の場合）。
・脱型時は非常に剥離が良いので落下させないように注意すること（古紙パルプ製の場合）。
・剥離剤の塗布は不要。コンクリート打設後のケレン作業は、軽く木槌で叩き、コンクリートかすを落とした後、濡れた布類等でふき取ること。よく乾かしてから使うこと（古紙パルプ製の場合）。
・型枠の転用回数を増やすため、再生プラスチック用の剥離剤の塗布が必要。コンクリート打設後のケレン作業は、合板型枠と同様（再生プラスチック製の場合）。</td></tr>
</table>

積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
施工単価	・コンクリート用型枠は、仮設物なので歩掛等は目的物標準歩掛に含まれているので、別途積上げ計上は必要なし。
供給状況	・対象地域で出荷が可能かどうか調査する必要がある。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を想定する場合 〇〇〇〇に使用する型枠は、再生材料を使用した型枠を使用するものとし、使用前に監督職員の承諾を得なければならない。ただし、調達困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。 ・当初に使用を想定していない場合 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に明記される再生材料を使用した型枠の調達が可能と判断される〇〇〇〇は、積極的に使用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。
品質基準等	・土木工事共通仕様書。
類似品目	
その他 （課題・留意事項等）	【留意事項】 ・火気には注意が必要。 ・気温の変化により型枠が伸縮するので、考慮して加工する必要がある（再生プラスチック製の場合） ・使用後に回収され再リサイクルが行われていることを確認するとともに、具体的な回収の方法についても確認すること。（参考事例：会員登録を行った業者のみに販売を行い、会員から新規の納入があった場合に使用後の型枠回収を行う製品）。

No.	32
選定年度	平成13年度
分類	建設機械
品目分類	－
品目名	**排出ガス対策型建設機械**
環境負荷低減効果	排出ガスの削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○別表１及び別表２に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第２次基準値又はこれより優れるものであること。

別表１　トンネル工事用建設機械

機　　種	摘　　要
バックホウ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む
ホイールローダ･クローラローダ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上560kW以下
ダンプトラック	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く
トラックミキサ	ﾃｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く

別表２　一般工事用建設機械

機　　種	摘　　要
バックホウ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力8 kW以上560kW以下
ホイールローダ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力8 kW以上560kW以下
ブルドーザ	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力8 kW以上560kW以下

第２次基準値

対象物質／出力区分（単位）	HC (g/ kW･h)	NOx (g/ kW･h)	CO (g/ kW･h)	PM (g/ kW･h)	黒煙 (%)
8 kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40
19 kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40
37 kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40
75 kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40

１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機第249号）による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。

○別表３及び別表４に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第１次基準値又はこれより優れるものであること。

<table>
<tr><td></td><td>
別表３　トンネル工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>ドリルジャンボ</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上260kW以下　(40.8 PS以上353PS以下)</td></tr>
<tr><td>コンクリート吹付機</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力30 kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td></tr>
</table>
別表４　一般工事用建設機械
<table>
<tr><th>機　　種</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>発動発電機</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)</td></tr>
<tr><td>空気圧縮機</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、可搬式</td></tr>
<tr><td>油圧ユニット</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、基礎工事用機械で独立したもの</td></tr>
<tr><td>ローラ</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td></tr>
<tr><td>ホイールクレーン</td><td>ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ出力7.5 kW以上260kW以下(10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン</td></tr>
</table>
第１次基準値
<table>
<tr><th>対象物質
(単位)
出力区分</th><th>HC
(g/kW･h)</th><th>NOx
(g/ kW･h)</th><th>CO
(g/ kW･h)</th><th>黒煙
(%)</th></tr>
<tr><td>7.5 kW以上15kW未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr>
<tr><td>15 kW以上30kW未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr>
<tr><td>30 kW以上272kW以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5</td><td>50</td></tr>
<tr><td colspan="5">１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機第249号）による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の１／５以下とする。</td></tr>
</table>
備考）「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、技術基準に適合したものを使用すること。
</td></tr>
<tr><td>国土交通省
調達方針</td><td>○排出ガス対策型建設機械については、「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）に従い、その使用を推進する。</td></tr>
<tr><td>適用工種</td><td>・工事全般</td></tr>
<tr><td>施工条件</td><td>－</td></tr>
<tr><td>積算歩掛</td><td>・土木工事標準積算基準書</td></tr>
<tr><td>材料単価</td><td>－</td></tr>
<tr><td>供給状況</td><td>・すべての現場で供給が可能。</td></tr>
<tr><td>条件明示</td><td>・特記仕様書に記載</td></tr>
<tr><td>品質基準等</td><td>・排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機第249号）</td></tr>
<tr><td>類似品目</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他
（課題・
留意事項等）</td><td>【留意事項】
・調達にあたり、特段の理由がある場合は、使用する建設機械について監督職員と協議を行うものとする。</td></tr>
</table>

No.	33
選定年度	平成13年度
分類	建設機械
品目分類	―
品目名	**低騒音型建設機械**
環境負荷低減効果	騒音、振動の低減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表に揚げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力（kW）	騒音基準値（dB）
ブルドーザー	P ＜55	102
	55≦ P ＜103	105
	103≦ P	105
バックホウ	P ＜55	99
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	106
	206≦ P	106
ドラグライン クラムシェル	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	107
	206≦ P	107
トラクターショベル	P ＜55	102
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	103
	103≦ P ＜206	107
	206≦ P	107
バイブロハンマー		107
油圧式坑抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式坑圧入引抜機	P ＜55	98
	55≦ P ＜103	102
	103≦ P	104
アースオーガー	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P	107
オールケーシング堀削機	P ＜55	100
	55≦ P ＜103	104
	103≦ P ＜206	105
	206≦ P	107

アースドリル	P ＜55 55≦ P ＜103 103≦ P	100 104 107
さく岩機（コンクリートブレーカー）		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P ＜55 55≦ P	101 104
コンクリートポンプ（車）	P ＜55 55≦ P ＜103 103≦ P	100 103 107
コンクリート圧砕機	P ＜55 55≦ P ＜103 103≦ P ＜206 206≦ P	99 103 106 107
アスファルトフィニッシャー	P ＜55 55≦ P ＜103 103≦ P	101 105 107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P ＜55 55≦ P	101 105
発動発電機	P ＜55 55≦ P	98 102

国土交通省 調達方針	○低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付建設省経機発54号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。
適用工種	・工事全般
施工条件	―
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
材料単価	―
供給状況	・すべての現場で供給が可能。
条件明示	・土木工事共通仕様書（案）参照
品質基準等	・低騒音・低振動型型建設機械の指定に関する規程（平成9年国土交通省告示第1536号）
類似品目	―
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（S51.3.2）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域で、掘削、積み込み作業等を伴う工事において使用する。

No.	34
選定年度	平成16年度
分類	工法
品目分類	建設発生土有効利用工法
品目名	**低品質土有効利用工法**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
国土交通省 調達方針	○低品質土有効利用工法については、粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、土質改良等については「発生土利用基準について」（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）に基づき、品質の確保に留意する。
適用工種	・埋戻し工、盛土工、裏込め工等
施工条件	・施工現場で発生する粘性土等の低品質土を建設資材として利用する場合は、「発生土利用基準」に基づき品質を確認する。
積算歩掛	・見積りによる。
材料単価	・見積りによる。
供給状況	・特に問題なし。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「○○○○は、施工現場で発生する粘性土等の低品質土を使用するものとし、品質については下記のとおりとする。なお、低品質土有効利用工法は、監督職員の承諾を得るものとする。ただし、低品質土有効利用工法の採用が困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ・当初に使用を規定していない場合 「施工現場で発生する粘性土等の低品質土の利用が可能と判断される○○○○は積極的に利用するものとし、監督職員と協議を行うものである。」
品質基準等	・建設発生土利用技術マニュアル（独立行政法人土木研究所）
類似品目	・特定調達品目以外の盛土工法等
その他 （課題・ 留意事項等）	

No.	35
選定年度	平成15年度
分類	工法
品目分類	建設汚泥再生処理工法
品目名	**建設汚泥再生処理工法**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
国土交通省 調達方針	○建設汚泥再生処理工法については、建設汚泥が発生する現場または他の現場において建設汚泥を再生した処理土が利用できる工種がある場合に再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、その使用を推進する。なお、再生処理土については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号、平成18年6月12日）、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」（建設省土木研究所編、平成9年12月）に基づき、品質の確保に留意する。
適用工種	・泥水シールド工事、杭基礎工事、連続地中壁工事、ダム砕石洗浄泥水処理、脱水ケーキを立坑埋め戻し、敷地造成、盛土等
施工条件	・必要に応じ、事前に都道府県等の所管部局に連絡・調整を行う。 ・現場内利用を考えるなら、脱水ケーキの仮置き場が必要。
積算歩掛	・新技術活用支援施策の活用によるほかは、見積りによる。
施工単価	・見積りによる。
供給状況	・全国何処でも施工は可能であり、入手制約はない。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「○○○○は、施工現場で発生する建設汚泥から再生した処理土を使用するものとし、品質については下記のとおりとする。なお、建設汚泥再生処理工法は、監督職員の承諾を得るものとする。ただし、建設汚泥再生処理工法の採用が困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ※使用用途に応じ「建設汚泥処理土利用技術基準」に示された品質及び最大粒径等の付帯条件を記載する。 ・当初に使用を規定していない場合 「施工現場で発生する建設汚泥から再生した処理土の利用が可能と判断される○○○○は積極的に利用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」

品質基準等	【高圧プレス処理】 ・建設技術評価書第91301号（建設省） 【流動化処理】 ・流動化処理土利用技術マニュアル（土研） ・土の流動化処理工法（日本建設業経営協会） ・建設汚泥処理土利用技術基準（国土交通省） ・建設汚泥再生利用マニュアル（土木研究所）
類似品目	・対象建設機械の普通型建設機械。［集計単位：台］
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。 ・施工規模・機関によっては、新設プラント製作設置が必要となる場合もある。

No.	36
選定年度	平成15年度
分類	工法
品目分類	コンクリート塊再生処理工法
品目名	**コンクリート塊再生処理工法**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
国土交通省 調達方針	○コンクリート塊再生処理工法については、コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、コンクリート用再生骨材、路盤材および埋め戻し材・裏込め材として現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、コンクリート用再生骨材として使用する場合は、JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H、平成17年3月20日）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート、平成18年3月25日）、JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート、平成19年3月20日）に基づき、品質の確保に留意する。
適用工種	・調達方針に該当する工事 ・根固ブロック、階段ブロック等
施工条件	・調達方針のとおり。 ・再生コンクリートの単位体積重量が軽いことに伴う構造物等への影響を確認する。 ・試験練りを行い規定の品質が得られることを確認する。 ・必要に応じ、事前に都道府県等の所管部局に連絡・調整を行う。 ・解体コンクリートを破砕機で破砕しただけの破砕物をコンクリート用骨材として用い、スランプが5～15cm、圧縮強度が18～40N/mm^{2}となるように配合設計したコンクリート。
積算歩掛	・新技術活用支援施策による他は、見積りによる。
施工単価	・見積りによる。 ・（参考）直工費：施工量500m^{2}程度の場合、現場再生コンクリート約12,000円/m^2、購入コンクリート＋処分費に比べ経済的である。
供給状況	・現場に製造装置を持ち込んで製造するため、ヤードが確保できれば地域性や季節性に影響されない。 ・実績もあり、入手制約はない。 ・専用製造装置の能力は最大5m^3/h、平均4m^3/h。大型クラッシャーで20m^3/h可能。

条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「○○○○は、施工現場で発生するコンクリート塊から再生した骨材を使用するものとし、品質については下記のとおりとする。なお、コンクリート塊再生処理工法は、監督職員の承諾を得るものとする。ただし、コンクリート塊再生処理工法の採用が困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。」 ※使用用途に応じ「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」及びJIS A 5023　再生骨材Ｌを用いたコンクリートに示された品質及び最大粒径等の付帯条件を記載する。 ・当初に使用を規定していない場合 「施工現場で発生するコンクリート塊から再生した骨材の利用が可能と判断される○○○○は積極的に利用するものとし、監督職員と協議を行うものとする。」
品質基準等	・「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」 ・JIS A 5023　再生骨材Ｌを用いたコンクリート
類似品目	・産業廃棄物処理又は購入コンクリートを用いた工法［集計単位：現場数］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・再生骨材を使用したコンクリート製品などについて、適用範囲を考慮していく必要がある。 【留意事項】 ・コンクリートの耐久性等については証明されていないため、当面構造本体ではないブロック等で実績を重ねていく。 ・専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。

No.	37
選定年度	平成15年度（平成23年度に再登録）
分類	工法
品目分類	舗装（表層）
品目名	**路上表層再生工法**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
国土交通省 調達方針	○路上表層再生工法については、道路の表層を補修する場合に、その使用を推進する。
適用工種	・路上表層再生工
施工条件	・施工面積5,000m^{2}程度以上の道路の舗装修繕工事に適用する。 ・路上表層再生工法の採用が可能か事前調査を行う。 ・配合試験を行い規定の品質が得られることを確認する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
施工単価	・通常品の切削オーバーレイより安価である。 ・（参考）直工費：1,100～1,430 円/m^2（廃材撤去費含む)(施工面積 5,000m^{2}以上）
供給状況	・全国で施工可能。平成元年をピークに実績が減少しているが、コスト、工期の有利性から、施工条件によってはメリットがある。 ・大手道路舗装会社は施工機械を有しており、施工に際し地域性・季節性に影響されない。
条件明示	・設計諸元（新規アスファルト混合物の使用量等)、品質・出来形管理基準等の必要な条件を明示する。 ・リフォーム、リペープ、リミックスの3方式に大別されるので、方式の分類を特記する。
品質基準等	・舗装再生便覧（日本道路協会)
類似品目	・ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品目の設定は困難。 ［集計単位：現場数及びm^2］
その他 （課題・ 留意事項等)	【課題】 ・新規アスファルト合材の保温対策が課題。 【留意事項】 ・上記（施工条件～品質基準等）については、専用機械を利用した連続施工を行う場合のものである。 なお、これ以外の場合については、大型車の走行がほとんど見込まれず、路盤直上の表層（5cm以内）のみを簡易に補修する場合（施工面積200m^{2}程度未満）であれば、コスト、施工性、新規アスファルト混合物や添加材料の要否等を検討し、連続施工以外の施工法を選択することも可能である。ただし、その場合にも補修箇所の品質が確保されることを事前に確認しなければならない。

No.	38
選定年度	平成15年度
分類	工法
品目分類	舗装（路盤）
品目名	**路上再生路盤工法**
環境負荷低減効果	廃棄物削減、天然資源の枯渇抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。 備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。
国土交通省 調達方針	○路上再生路盤工法については、アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。
適用工種	・路上再生路盤工
施工条件	・施工面積2,000m²程度以上の道路の舗装修繕工事に適用する。 ・路上再生路盤工法の採用が可能か事前調査を行う。 ・配合試験を行い規定の品質が得られることを確認する。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
施工単価	・等値換算係数で同条件の場合は、通常品の路盤工より安価である。 ・（参考）直工費：1,400～1,900円/m²（ｔ＝20cm）(施工面積2,000m²)
供給状況	・施工においては、専用の路上破砕混合機が必要となるが、殆どの期間・場所で施工可能であり入手制約にはならない。（フォームドアスファルト方式は、全国に12台ある。）
条件明示	・路上再生セメント安定処理と路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の何れかを規定する。 ・設計諸元、品質・出来形管理基準等の必要な条件を明示する。
品質基準等	・舗装施工便覧(日本道路協会) ・路上再生路盤工法技術指針(案)(日本道路協会) ・セメント瀝青安定処理工法技術資料(日本道路技術協会)
類似品目	・ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品目の設定は困難。 ［集計単位：現場数及びm²］
その他 （課題・ 留意事項等）	【課題】 ・混合深さに制限がある。又既設アスファルト層をそのまま破砕して使用する場合はアスファルト層の厚さにも制限があり一時破砕を考慮する必要がある。 ・セメントを使用した場合に、路盤材として六価クロム溶出対策が求められる場合がある。 【留意事項】 ・施工規模を勘案して採用する。（1,500m²/日程度） ・C交通以上の路線への適用は、現在試験段階である。

No.	39
選定年度	平成15年度
分類	工法
品目分類	法面緑化工法
品目名	**伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法**
環境負荷低減効果	廃棄物削減
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
国土交通省 調達方針	○伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法については、道路等の切土法面や盛土法面において、その使用を推進する。
適用工種	・法面緑化工（植生工：植生基材吹付工）
施工条件	・施工面積1,000m^{2}程度以上の法面緑化工事に適用する。 ・生育基盤材の配合試験を行い規定の品質が得られることを確認する。 ・必要に応じ、事前に都道府県等の所管部局に連絡・調整を行う。
積算歩掛	・新技術活用支援施策によるほかは、見積りによる。
施工単価	・地区単価設定済み。（設定されていない場合は、物価資料、特別調査または見積りによる。）
供給状況	・伐採材をチップ化する機械はレンタル可能であり、入手制約はない。
条件明示	特記仕様書記載例 ・当初から使用を規定する場合 「○○○○は、施工現場で発生する伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法とするものとし、品質等については下記のとおりとする。なお、法面緑化工法は、監督職員の承諾を得るものとする。ただし、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法の採用が困難な場合は、監督職員と協議を行うものとする。 ※育成基盤材の標準配合、吹付けの標準配合、法面吹き付け詳細配合等の必要な条件を明示する。 ・当初に使用を規定していない場合 「施工現場で発生する伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法の採用が可能と判断される○○○○は積極的に採用するものとし、監督職員と協議し行うものとする。」
品質基準等	・施工後一定期間が経過した後でも枯れることなく植物が根付くこと。 ・施工直後であっても法面の侵食が起きないこと。 ・バーク堆肥の品質基準等を参考とする。
類似品目	・特定調達品目以外の法面緑化工法［集計単位：現場数及びm^2］
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・堆肥時に臭いの発生が、少ない工法であること。 ・降雨により吹き付け材が流出しないこと。

No.	40
選定年度	平成15年度
分類	目的物
品目分類	舗装
品目名	**排水性舗装**
環境負荷低減効果	道路交通騒音の減少
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。 備考）道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。
国土交通省 調達方針	○排水性舗装については、道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。
適用工種	・舗装工
施工条件	・調達方針に該当する工事。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
施工単価	・地区単価設定済み。（設定されていない場合は、物価資料、特別調査または見積りによる。）
供給状況	・通常のAs合材工場で生産可能。施工体制も同様。 ・騒音対策を要する都市道路、高速走行安定性を要する高速道路では、標準的である。
条件明示	・設計諸元、品質・出来形管理基準等の必要な条件を明示する。
品質基準等	・排水性舗装施工指針(案)、排水性舗装技術指針(案)（日本道路協会） ・アスファルト舗装要綱 ・舗装設計施工指針 ・舗装施工便覧
類似品目	・密粒度アスファルト舗装（交通騒音を低減させる必要のある道路） ［集計単位：現場数及びm^2］
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・直轄国道における施工実績は全国で多数ある。 ・定期的に機能回復が必要。

No.	41
選定年度	平成15年度
分類	目的物
品目分類	舗装
品目名	**透水性舗装**
環境負荷低減効果	ヒートアイランド抑制
環境省基本方針 判断の基準等	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。 備考）雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。
国土交通省 調達方針	○透水性舗装については、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。
適用工種	・歩道工
施工条件	・調達方針に該当する工事。
積算歩掛	・土木工事標準積算基準書による。
施工単価	・地区単価設定済み。（設定されていない場合は、物価資料、特別調査または見積りによる。）
供給状況	・全国どこでも施工可能であり、入手制約はない。 ・通常のアスファルト合材工場で生産可能。
条件明示	・設計諸元、品質・出来形管理基準等の必要な条件を明示する。
品質基準等	・排水性舗装施工指針(案)、排水性舗装技術指針(案)（日本道路協会） ・アスファルト舗装要綱 ・車道への適用には十分な検討が必要。
類似品目	・ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品目の設定は困難。 ［集計単位：現場数及びm^2］
その他 （課題・ 留意事項等）	【留意事項】 ・直轄国道の歩行者専用道等における施工実績は全国で多数ある。 ・車道への適用には十分な検討が必要。

【別添1】「特定調達品目と類似品目等の考え方」

分類	品目名（品目分類）	品目分類番号	品目名（品目名）	類似品等		単位	調達方針 （調達方針で示す用途以外の場合、または当該地域で供給がない場合には、類似品目にはカウントしないこと）	備考
資材	盛土材等	1	建設汚泥から再生した処理土	特定調達品目以外の盛土材等	A	m3	「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号、平成18年6月12日)に基づき、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。	建設発生土を利用した場合も、類似品目にはカウントしない
		2	土工用水砕スラグ		A	m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立材、覆土材等において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。	建設発生土を利用した場合も、類似品目にはカウントしない
		3	銅スラグを用いたケーソン中詰め材		A	m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。	建設発生土を利用した場合も、類似品目にはカウントしない
		4	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		A	m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。	建設発生土を利用した場合も、類似品目にはカウントしない
	地盤改良材	5	地盤改良用製鋼スラグ	特定調達品目以外のサンドコンパクション工法に使用する地盤改良材		m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるサンドコンパクションパイルの地盤改良材において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。	建設発生土を利用した場合も、類似品目にはカウントしない
	コンクリート用スラグ骨材	6	高炉スラグ骨材	特定調達品目以外のコンクリート用骨材	B	m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。	コンクリート製品に用いられるものは、除く
		7	フェロニッケルスラグ骨材		B	m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。	
		8	銅スラグ骨材		B	m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。	
		9	電気炉酸化スラグ骨材		B	m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物でその使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。	
	アスファルト混合物	10	再生加熱アスファルト混合物	特定調達品目以外のｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	C	t	再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層表層材料として、その使用を推進する。	
		11	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		C	t	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。	
		12	中温化アスファルト混合物		C	t	再生骨材を使用できない地域において、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。また、ポーラスアスファルトには使用しない。	
	路盤材	13	鉄鋼スラグ混入路盤材	特定調達品目以外の路盤材	D	m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。	路盤材
		14	再生骨材等		D	m3	再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。	
	小径丸太材	15	間伐材	なし		m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。	
	混合セメント	16及び18	高炉セメント	特定調達品目以外のセメント	E	t及びm3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装などで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。	生コンクリートも集計を行う。 コンクリート製品は除く。
		17及び19	フライアッシュセメント		E	t及びm3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。	
	セメント	20	エコセメント	なし		個	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において、その使用を推進する。	コンクリート製品
	コンクリート及びコンクリート製品	21及び22	透水性コンクリート	ある条件下で必要とされる場合に調達されるものであり、類似品目の設定は困難		m3（コンクリート）及び個（コンクリート製品）	公園工事における園内舗装など、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート製品において、その使用を推進する。	コンクリートとコンクリート製品を分けて実績を把握
	鉄鋼スラグ水和固化体	23	鉄鋼スラグブロック	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得るコンクリートブロック、コンクリート二次製品、コンクリート舗装、その他コンクリート構造物、及び捨石等の石材		kg	鉄鋼スラグブロックについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事において、重量が35t以下の消波ブロック、被覆ブロック及び根固めブロック等のコンクリートブロック（無筋）並びに人工石材、ボックスカルバート及び排水溝等のコンクリート2次製品（無筋）で、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。	
	吹付けコンクリート	24	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	特定調達品目以外の吹付けコンクリート		m3	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。	
	塗料	25	下塗用塗料（重防食）	特定調達品目以外の下塗用塗料(重防食)で鉛、クロムを含有するもの		kg	河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。	
		26	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5 %以上の路面標示用塗料		m2	車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。	
		27	高日射反射率塗料	対象となる建物の屋上・屋根等において使用される際に判断の基準を満たさない塗料		m2	人工の地表面の割合の大きい都市化の進んだ地域において、その使用を推進する。	
	防水	28	高日射反射率防水	対象となる建物の屋上・屋根等において使用される際に判断の基準を満たさない防水		m2	人工の地表面の割合の大きい都市化の進んだ地域において、その使用を推進する。	
	舗装材	29	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	特定調達品目以外の舗装用ブロック（焼成）		m2	道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。	
		30	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	特定調達品目以外の舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）		m2	道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。	
	園芸資材	31	バークたい肥	特定調達品目以外の肥料（土壌改良資材も含む）	F	kg	施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。	
		32	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	特定調達品目以外の肥料（土壌改良資材も含む）	F	kg	施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。	
	道路照明	33	環境配慮型道路照明	特定調達品目以外の道路照明		基	設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。	

分類	品目名（品目分類）	品目分類番号	品目名（品目名）	類似品等		単位	調達方針 （調達方針で示す用途以外の場合、または当該地域で供給がない場合には、類似品目にはカウントしないこと）	備考
	中央分離帯ブロック	34	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得るバージン樹脂製中央分離帯ブロック		個	再生プラスチック製中央分離帯ブロックについては、撤去後に回収して再生利用するシステムが構築されていることを確認した上で、高速道路等の路面にボルト付けするプラスチック製中央分離帯ブロックにおいて、その使用を推進する。	
	タイル	35	陶磁器質タイル	特定調達品目以外の陶磁器質タイル（特別注文品を除く）		m2	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。	
	建具	36	断熱サッシ・ドア	なし		工事数	気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。	
	製材等	37	製材	なし		m3	使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事においてその使用を推進す	
		38	集成材	なし		m3		
		39及び40	合板	なし		m2(またはm3)		
		41	単板積層材	なし		m3		
	フローリング	42	フローリング	なし		m2	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。	
	再生木質ボード	43	パーティクルボード	特定調達品目以外のパーティクルボード		m2	建築工事における内装材などで、その使用を推進する。	
		44	繊維板	特定調達品目以外の繊維板		m2	建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。	
		45	木質系セメント板	特定調達品目以外の木質系セメント板		m2	建築工事における内装材などで、その使用を推進する。	
	ビニル系床材	46	ビニル系床材	判断の基準を満たさないビニル系床材（特別注文品を除く）		m2	建築工事における床仕上げなどで、その使用を促進する。	
	断熱材	47	断熱材	なし		工事数	建築工事における内外装材などで、材料の特性に配慮するとともに、オゾン層を破壊する物質が使用されていないもの及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないものの使用を推進する。	
	照明機器	48	照明制御システム	事務室など通常使用される部屋で調達品目に該当する照明システムを採用していない工事		工事数	建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。	
	変圧器	49	変圧器	特定調達品目以外の変圧器（判断の基準に掲げる除外品を除く）		台	運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事においてその使用を推進する。	
	空調用機器	50	吸収冷温水機	特定調達品目以外の吸収冷温水機（判断の基準に掲げる除外品を除く）		台	建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。	
		51	氷蓄熱式空調機器	特定調達品目以外の氷蓄熱式空調機器（判断の基準に掲げる除外品を除く）		台	建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。	
		52	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	特定調達品目以外のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機（判断の基準に掲げる除外品を除く）		台	建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。	
		53	送風機	判断の基準を満たさない送風機（備考に掲げる除外品を除く）		台	送風機については、建築設備工事において、適用範囲に留意しつつその使用を推進する。	
		54	ポンプ	判断の基準を満たさないポンプ（備考に掲げる除外品を除く）		台	ポンプについては、建築設備工事において、適用範囲に留意しつつその使用を推進する。	
	配管材	55及び56	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	特定調達品目以外の排水・通気用硬質塩化ビニル管		m(又は工事数)	建築設備工事において、建物の排水及び通気用に塩化ビニル管を用いる場合は、供給状況に地域格差があること及び、使用部位、機能的特性に留意しつつその使用を推進する。	
	衛生器具	57	自動水栓	便所洗面に特定調達品目に該当する水栓を採用していない工事		工事数	建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。	
		58	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	特定調達品目に該当する小便器を採用していない工事		工事数	建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。	
		59	洋風便器	特定調達品目に該当する大便器を採用していない工事		工事数	建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。	
	コンクリート用型枠	60	再生材料を使用した型枠	なし		工事数	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、合板型枠又は鋼製型枠以外を用いる場合で、側溝、重力式擁壁、排水ます等の小構 造物において、その使用を推進する。	
建設機械	ー	61及び62	排出ガス対策型建設機械	判断の基準を満たす建設機械の使用を義務づけていない工事		機種及び工事数	「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発247号）に従い、その使用を推進する。	
		63及び64	低騒音型建設機械	判断の基準を満たす建設機械の使用を義務づけていない工事		機種及び工事数	「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付建設省経機発54号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。	
工法	建設発生土有効利用工法	65	低品質土有効利用工法	粘性土等の低品質土が発生する現場において再利用できる工種等がある工事において新材を購入する工事		工事数	粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、土質改良等については、「発生土利用基準について」(国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日)に基づき、品質の確保に留意する。	
	建設汚泥再生処理工法	66	建設汚泥再生処理工法	産業廃棄物処理を行い、購入土又は発生土を用いた工法		工事数	建設汚泥が発生する現場または他の現場において、建設汚泥を再生した処理土が利用できる工種がある場合に再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、その使用を推進する。なお、再生処理土については、「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日) 及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号、平成18年6月12日)、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」(建設省土木研究所編、平成9年12月)に基づき、品質の確保に留意する。	
	コンクリート塊再生処理工法	67	コンクリート塊再生処理工法	産業廃棄物処理を行い、購入コンクリート又は他工事において発生・再生処理した再生骨材等を用いた工法		工事数	コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、コンクリート用再生骨材、路盤材および埋め戻し材・裏込め材として現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、コンクリート用再生骨材として使用する場合は、JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H、平成17年3月20日)、JIS A 5023 (再生骨材Lを用いたコンクリート、平成18年3月25日)、JIS A 5022 (再生骨材Mを用いたコンクリート、平成19年3月20日)に基づき、品質の確保に留意する。	
	舗装（表層）	68及び69	路上表層再生工法	ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品目の設定は困難。		工事数及びm2	道路の表層を補修する場合に、その使用を推進する。	
	舗装（路盤）	70及び71	路上再生路盤工法	ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品目の設定は困難。		工事数及びm2	アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。	
	法面緑化工法	72及び73	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	特定調達品目以外の法面緑化工法		工事数及びm2	道路等の切土法面や盛土法面において、その使用を推進する。	
	山留め工法	74	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	判断の基準を満たさないソイルセメント柱列壁工法		工事数	建築工事の仮設工事の山留工事としてソイルセメント柱列壁工法を採用する場合に、その使用を推進する	

分類	品目名（品目分類）	品目分類番号	品目名（品目名）	類似品等	単位	調達方針 （調達方針で示す用途以外の場合、または当該地域で供給がない場合には、類似品目にはカウントしないこと）	備考
目的物	舗装	75及び76	排水性舗装	ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品目の設定は困難。	工事数及びm2	道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。	
		77及び78	透水性舗装	ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品目の設定は困難。	工事数及びm2	雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。	
	屋上緑化	79及び80	屋上緑化	なし	工事数及びm2	荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。	

【参考：調達実績集計時の区分イメージ図】